

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市文書取扱規則の一部改正  
(総務課) 5
- 亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業  
に統合することに伴う関係規則の整理  
に関する規則 (総務課) 8
- 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等  
の基準に関する条例施行規則の一部改  
正 (都市計画課) 11
- 亀岡市立保育所条例施行規則の一部改  
正 (保育課) 15
- 亀岡市福祉タクシー等事業実施規則の  
一部改正 (障害福祉課) 15
- 亀岡市国民健康保険料の滞納者に対す  
る措置に関する規則の一部改正  
(保険医療課) 16
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第  
9条の2第1項の規則で定める金額を  
定める規則の一部改正 (自治防災課) 17

### —— 告 示 ——

- 指定代理納付者の指定  
(ふるさと創生課) 18
- 収納事務の委託 (ふるさと創生課) 18
- 亀岡市移住者起業支援事業補助金交付  
要綱 (ふるさと創生課) 18
- 亀岡市ホームシェア移住支援事業補助  
金交付要綱 (ふるさと創生課) 22

- 物品売払代金の徴収事務の委託  
(農林振興課) 26
- 市道路線の認定に関する告示  
(土木管理課) 27
- 市道路線の区域に関する告示  
(土木管理課) 28
- 市道路線の供用開始に関する告示  
(土木管理課) 29
- 市道路線の廃止に関する告示  
(土木管理課) 31
- 指定区域の指定に係る図書の縦覧  
(都市計画課) 32
- 亀岡市交通空白地等地域生活交通事業  
補助金交付要綱の一部改正  
(まちづくり交通課) 33
- 亀岡市議会定例会の招集時期を定める  
告示 (総務課) 34
- 亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業  
に統合することに伴う関係告示の整理  
に関する告示 (総務課) 34
- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資  
産の価格等の全ての登録 (税務課) 37
- 指定代理納付者の指定 (税務課) 37
- 亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交  
付要綱の一部改正 (自治防災課) 38
- 指定緊急避難場所の指定 (自治防災課) 39
- 指定避難所の指定 (自治防災課) 42
- 亀岡市交通遺児激励金支給要綱の一部  
改正 (地域福祉課) 44

○亀岡市臨時福祉給付金（経済対策分） 支給事業実施要綱等の廃止 （地域福祉課）	44	○粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理 手数料の収納事務の委託 （環境クリーン推進課）	63
○亀岡市障害者更生訓練費給付事業実施 要綱の廃止 （障害福祉課）	44	○亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市 ごみ処理基本計画） （環境クリーン推進課）	67
○亀岡市身体障害者自動車運転免許取得 教習費助成金交付要綱の廃止 （障害福祉課）	44	○使用料及び手数料等の徴収又は収納事 務の委託 （市民課）	67
○指定障害児相談支援事業者の指定 （障害福祉課）	45	○亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の 一部改正 （保険医療課）	68
○亀岡市障害者サービス事業所等通所交 通費助成金交付要綱の一部改正 （障害福祉課）	46	○亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、 免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の 一部改正 （保険医療課）	69
○心身障害児（者）に係る補装具等補助 金交付要綱の一部改正 （障害福祉課）	47	○指定居宅介護支援事業者の指定 （高齢福祉課）	69
○亀岡市心身障害者医療費補助金交付要 綱の廃止 （障害福祉課）	48	○指定障害児相談支援事業者の指定 （障害福祉課）	69
○亀岡市指定地域密着型サービス事業者、 指定地域密着型介護予防サービス事業 者及び指定介護予防支援事業者の指定 等に関する要綱の一部改正 （高齢福祉課）	49	○亀岡市開発公園整備事業補助金交付要 綱の一部改正 （都市整備課）	70
○亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の 一部改正 （健康増進課）	51	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	72
○亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改 正 （こども未来課）	51	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	72
○亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交 付要綱 （保育課）	52	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	73
○亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要 綱の一部改正 （保育課）	54	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	73
○かめおか市民活動推進センター設置要 綱の一部改正 （市民力推進課）	54	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	74
○亀岡会館目的外使用許可取扱要領の廃 止 （市民力推進課）	54	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	74
○徴収事務の委託 （環境政策課）	55	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	74
○平成30年度亀岡市一般廃棄物処理実 施計画 （環境クリーン推進課）	56	○地縁団体の告示事項の変更 （自治防災課）	74

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 82
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 82
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 82
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 83
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 83
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77	○亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一部改正 (土木管理課) 83
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77	<b>訓 令</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 78	○亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程の一部改正 (企画調整課) 84
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 78	○第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画進行管理・行政評価実施要綱 (企画調整課) 84
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 78	○電気工作物保安規程の一部改正 (市民力推進課) 86
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 79	○亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係訓令の整理に関する訓令 (総務課) 86
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 79	○亀岡市消防団員等表彰取扱規程の一部改正 (自治防災課) 87
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 80	<b>公 告</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 80	○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 89
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 80	○一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 90
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81	○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 95

○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課）	96	<b>市立病院欄</b>	
		—— 規 程 ——	
		○亀岡市立病院職員の給与に関する規程 の一部改正	126
		—— 告 示 ——	
		○指定代理納付者の指定	126
<b>—— 任免及び辞令 ——</b>			
<b>監査委員会欄</b>			
—— 公 表 ——			
○平成30年度随時監査	101		
<b>教育委員会欄</b>			
—— 任免及び辞令 ——			
<b>選挙管理委員会欄</b>			
—— 告 示 ——			
○京都府知事選挙の亀岡市開票区におけ る開票立会人を定めるくじを行わない 旨の告示	104		
○京都府知事選挙の開票の日時の変更	104		
<b>農業委員会欄</b>			
—— 公 告 ——			
○第71回亀岡市農業委員会総会の開催	105		
○第72回亀岡市農業委員会総会の開催	105		
<b>上下水道部欄</b>			
—— 規 程 ——			
○亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例等の施行に伴う関係上下水道事業 管理規程の整備に関する規程	106		
○亀岡市上下水道部電気保安に関する規 程	123		
—— 告 示 ——			
○料金収納事務の委託	124		
○亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例の施行に伴う関係上下水道部告示 の整備に関する告示	124		

## 規則

亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 電子メール等 総合行政ネットワーク等のネットワークを通じて電磁的記録文書を伝達するための通信システム及びファクシミリ等をいう。

第2条中第6号を削り、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号中「又は文書管理システムにより完結した電子文書」を削り、同号を同条第10号とし、同条第12号中「引き継いだ文書」の次に「又は公文書管理システムにより完結した電子文書」を加え、「書庫に格納し、」を削り、同号を同条第11号とする。

第10条第3号ア中「収発件名簿」の次に「、収発簿」を加える。

第14条第1項第3号を次のように改める。

(3) 公文書管理システム又は収発簿による文書番号

第14条第2項中「のシステム番号により」を削る。

第16条第1項第3号中「電子メール」を「電子メール等」に改める。

第16条の2中「電子メール又はファクシミリ」を「電子メール等」に、「申請書、指令書、請求書及び個人のプライバシーに係る文書」を「指令書及び請求書」に改める。

第16条の3を削る。

第22条第2項から第5項までの規定中「収発簿等」を「収発件名簿等」に改める。

第22条の3（見出しを含む。）中「電子メール」を「電子メール等」に改め、「、速やかに紙に出力し」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、簡易なもので公文書管理システムを利用し処理するものは、出力を省略することができる。

第27条第1項中「事案の処理は、文書による」を「事案は、文書等により処理するものとする」に改め、同項ただし書中「庁内間文書のうち」を削り、同条第3項中「伺書」を「伺書用紙」に改める。

第29条第1項中「要領を伺書の所定欄に表示し」を「要領」に、「伺書」を「伺書用紙」に、「表示しなければならない」を「表示し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録しなければならない」に改める。

第30条中「伺書に表示しなければならない」を「伺書用紙に表示し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録するものとする」に改める。

第32条第3項中「伺書」を「伺書用紙」に、「表示しなければならない」を「表示し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録するものとする」に改める。

第37条第3項中「伺書」を「伺書用紙」に、「押印するものとする」を「押印し、公文書管理システムによる起案にあつては、浄書者及び校合者を記録しなければならない」に改める。

第40条の2第1項中「総合行政ネットワークの文書交換システムにより発信する」を「電子署名を付さなければならない」に改め、同条第4項中「伺書」を「伺書用紙」に改める。

第41条第1項中「収発簿等」を「収発件名簿等」に改める。

第42条第4項及び第5項中「電子メール又はファクシミリ」を「電子メール等」に改め、同条第6項を削る。

第45条中「伺書の発送欄に押印し」を「伺書用紙を用いる起案にあつては、当該用紙の発送欄に押印し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録し」に改める。

第53条に次の1項を加える。

4 調査書類、図面等で保存箱へ収納することができないものは、別冊として、又は図面用ファイル等により別に整理する。

第58条に次のただし書を加える。

ただし、図面等特殊な文書で引き継ぐことができないものは、主管課長が責任をもって保存するものとする。

第61条の次に次の1条を加える。

(保存電子文書の利用)

第61条の2 所管課の職員以外の職員が総務課において保存している電子文書を利用しようとするときは、総務課長の承認を受けなければならない。

2 総務課長は、特に必要があると認められるときは、保存文書の利用を拒否することができる。

第66条中「細断」の次に「、溶解」を加える。

第68条第1項中「明記するものとする」を「明記し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録するものとする」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

所管課を表す記号

部課名	記号	部課名	記号
議会事務局	議	まちづくり推進部	
市長公室		都市計画課	都計
秘書広報課	秘	都市整備課	都整
人事課	人	まちづくり交通課	ま交
ふるさと創生課	ふる	桂川・道路整備課	桂
企画管理部		土木管理課	土
企画調整課	企	建築住宅課	建
財政課	財	会計管理室	
契約検査課	契	財産管理課	財管
生涯学習部		会計課	会
文化・スポーツ課	文ス	上下水道部	
市民力推進課	市推	総務・経営課	総経
人権啓発課	人権	お客様サービス課	客サ
総務部		水道課	水
総務課	総	下水道課	下
自治防災課	自	教育委員会事務局	
税務課	税	教育委員会教育部	
環境市民部		教育総務課	教総
環境政策課	環政	学校教育課	教学
環境クリーン推進課	環推	社会教育課	教社
市民課	市	学校給食センター	教給
消費生活センター	消	図書館	教図
保険医療課	保	文化資料館	教文
健康福祉部		教育研究所	教研
地域福祉課	地福	監査委員事務局	監査
障害福祉課	障福	選挙管理委員会事務局	選管
高齢福祉課	高福	公平委員会事務局	公平
健康増進課	健増	農業委員会事務局	農委
こども未来課	こ未		
保育課	保育		
産業観光部			
商工観光課	商観		
農林振興課	農林		
農地整備課	農地		

別表第2中

「

ア 文書取扱主任は、収発件名簿への記録を省略し、事務連絡簿に当該文書等に係る所要事項を記録する。  
 イ 主管課長は、起案、供覧処理の指示を行い処理方針を示す。

」

を

「

ア 文書取扱主任は、収発件名簿等に当該文書等に係る所要事項を記録する。  
 イ 主管課長は、起案、供覧処理の指示を行い処理方針を示す。

」

に改める。

別記第7号様式中

「

総務課	業務主管課		
文書管理係長	係長	文書取扱主任	担当者
/	/	/	/

」

を

「

総務課		業務主管課		
総務課長	文書管理係長	係長	文書取扱主任	担当者
/	/	/	/	/

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係規則の整理に関する規則

(亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市災害対策本部条例施行規則(昭和48年亀岡市規則第14号)の一部を次のように



改正する。

第7条第2項中「上下水道事業管理者、」を削る。

(亀岡市職員互助会規則の一部改正)

第2条 亀岡市職員互助会規則(昭和34年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第1項中「、上下水道事業管理者」を削る。

(亀岡市職員に対する児童手当の支給に関する事務取扱規則の一部改正)

第3条 亀岡市職員に対する児童手当の支給に関する事務取扱規則(平成24年亀岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表中「

亀岡市上下水道事業管理者
--------------

」を

「

亀岡市水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長
----------------------------

」に改める。

(亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則の一部改正)

第4条 亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則(平成19年亀岡市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「亀岡市上水道事業給水条例」を「亀岡市水道事業給水条例」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第5条 都市計画法施行細則(平成28年亀岡市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「上水道施設」を「水道施設」に改める。

(市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者に委任する規則の一部改正)

第6条 市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者に委任する規則(昭和42年亀岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第1条中「規則は、」の次に「別に定めるものを除き、」を加え、「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第2条第1項中「亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例(平成12年亀岡市条例第2号)

第3条第2項」を「別表」に、「上下水道事業管理者」を「管理者」に改め、同条第2項を削る。

第2条の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

委任事務
(1) 専用水道及び簡易専用水道に関すること。
(2) 飲用井戸等に関すること。
(3) 水道未普及地域対策に関すること。
(4) 地域下水道事業に関すること。

(亀岡市上下水道事業の主要職員を定める規則の一部改正)

第7条 亀岡市上下水道事業の主要職員を定める規則(昭和42年亀岡市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市上下水道事業に従事する職員のうち」を「上下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業をいう。)において」に改め、「第15条第1項」の次に「ただし書」を加える。

(亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第8条 亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和42年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「亀岡市上下水道事業に従事する職員(管理者を除く。)の職のうち」を「上下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業をいう。)において」に改める。

本則第6号中「経理係長及び経営係長」を「水道経営係長及び下水道経営係長」に改める。

(漏水等に伴う簡易水道料金及び地域下水道使用料の減額に関する規則の一部改正)

第9条 漏水等に伴う簡易水道料金及び地域下水道使用料の減額に関する規則(平成24年亀岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

題名中「簡易水道料金及び」を削る。

第1条中「亀岡市簡易水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第29号)第23条に規定する簡易水道料金の減免及び」を削る。

第2条中「簡易水道料金及び」及び「亀岡

市の上水道料金及び」を削る。

(亀岡市地域下水道条例施行規則の一部改正)  
第10条 亀岡市地域下水道条例施行規則(平成13年亀岡市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第12条中「亀岡市上水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第28号)第2条第2号」を「亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)第3条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中

「

第3号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地の区域における居住者の減少等に伴い地域コミュニティの維持が困難な既存集落であること。</p> <p>(2) 敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域及びその区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域にあつては、敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね25以上の建築物が連たんしている土地の区域を含む区域であること。</p> <p>(3) 建築基準法第42条に規定する道路がおおむね配置され、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、建築物が建築されても支障のない土地であること。</p>
-----	---

」

を

「

第3号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地の区域における居住者の減少等に伴い地域コミュニティの維持が困難な既存集落であること。</p> <p>(2) 敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域及びその区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域にあつては、敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね25以上の建築物が連たんしている土地の区域を含む区域であること。</p>
-----	---

- (3) 建築基準法第42条に規定する道路がおおむね配置され、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、建築物が建築されても支障のない土地であること。
- (4) 保津地区においては、次のアからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為であること。
- ア 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- ウ エに掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- エ 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (ア) 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- (イ) (ア)の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- (ウ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（(ア)の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- オ 診療所
- カ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- キ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

に改める。

」

## 第8条の表中

「

第3号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地の区域における居住者の減少等に伴い地域コミュニティの維持が困難な既存集落であること。</p> <p>(2) 敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域及びその区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域にあつては、敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね25以上の建築物が連たんしている土地の区域を含む区域であること。</p> <p>(3) 建築基準法第42条に規定する道路がおおむね配置され、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、建築物が建築されても支障のない土地であること。</p>
-----	---

」

を

「

第3号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地の区域における居住者の減少等に伴い地域コミュニティの維持が困難な既存集落であること。</p> <p>(2) 敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域及びその区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域にあつては、敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね25以上の建築物が連たんしている土地の区域を含む区域であること。</p> <p>(3) 建築基準法第42条に規定する道路がおおむね配置され、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、建築物が建築されても支障のない土地であること。</p> <p>(4) 保津地区においては、次のアからコまでに掲げる建築物の新築、改築又は用途の変更であること。</p> <p>ア 自己の居住の用に供する専用住宅（第7条の表第3号(4)ア又はイのうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>イ アに掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>ウ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（第7条の表第3号(4)ア又はイのうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除</p>
-----	--

- き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- エ ウに掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- オ カに掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- カ 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
  - (ア) 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
  - (イ) (ア)の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
  - (ウ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（(ア)の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- キ 診療所
- ク 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては、150平方メートル）以内のもの
- ケ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては、150平方メートル）以内のもの
- コ 旅館業法第2条第4項に掲げる簡易宿所（用途を変更する場合に限る。）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市立保育所条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「所長補佐」の次に「、主幹」を加え、同条第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 主幹は、上司の命を受け、入所児童の保育に従事するほか、担当事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指導監督する。

第6条第2項中「所長補佐」の次に「、主幹」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市福祉タクシー等事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

亀岡市福祉タクシー等事業実施規則の一部を改正する規則

亀岡市福祉タクシー等事業実施規則（昭和57年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「タクシー料金及び」を「タクシー料金、バス運賃及び」に改める。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この規則において「福祉タクシー等」とは、事業の実施に関し市と契約を結んだ事業者が所有するタクシー、運営する路線バス及びガソリン等燃料給油所をいう。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、「障害名」欄に次のいずれかの表示があるもの
- ア 視覚障害 1級又は2級
  - イ 下肢及び体幹 1級又は2級
  - ウ 内部（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫） 1級

第4条中「福祉タクシー等利用券交付申請書」を「亀岡市福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付申請書」に改める。

第5条中「福祉タクシー等利用券交付決定通知書」を「亀岡市福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付決定通知書」に改める。

第6条第1項中「タクシー等」を「タクシー・バス・自家用車燃料給油」に、「1枚500円券」を「1枚50円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用券の交付枚数は、1の年度ごとに240枚とする。ただし、当該年度の途中において交付する場合は、申請の日の属する月から1月当たり20枚とする。

第7条第2項中「タクシー料金及び」を「タクシー料金、バス運賃及び」に、「500円」を「50円」に改める。

別記第1号様式中「福祉タクシー等利用券交付申請書」を「亀岡市福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付申請書」に、「亀岡市長様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

別記第2号様式中「年度福祉タクシー等利用券交付決定通知書」を「年度亀岡市福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付決定通知書」に、「福祉タクシー等利用券」を「福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記様式 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険料の滞納者に対する措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市国民健康保険料の滞納者に対する措置に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険料の滞納者に対する措置に関する規則（平成13年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(短期証交付の対象)

第3条 6箇月を有効期間とする短期証の交付対象は、滞納保険料が納付すべき保険料（未納保険料を除く。）の2分の1以上の世帯主及びその世帯に属する被保険者又は新たに国民健康保険に加入する世帯で過去に課された保険料を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者とする。

2 前項に定めるもののほか、世帯主及びその世帯に属する被保険者が、納付指導に応じず、又は納付計画を履行しないときは、6箇月以内の期間を有効期間とする短期証を交付することができる。

3 前2項に定める世帯主及びその世帯に属する被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、被保険者証の有効期間は、6箇月以上とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、保



険料を滞納していることについて特別の事情があると認められる場合は、短期証の交付をしないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105, 130円」を「105, 290円」に、「57, 110円」を「57, 190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52, 570円」を「52, 650円」に、「28, 560円」を「28, 600円」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

# 告示

## 亀岡市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
  - (1) 楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
  - (2) ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社  
東京都港区東新橋1丁目9番2号  
汐留住友ビル25階
  - (3) 京都クレジットサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路  
町731番地
  - (4) 京銀カードサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路  
町731番地
  - (5) ベリトランス株式会社  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所
  - (1) 楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
  - (2) 株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 委託した収納事務  
寄附金の収納事務
- 3 委託期間  
平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第56号

亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市移住者起業支援事業補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における地域の新たな担い手となる移住者の定着を図るため、移住促進特別区域内で移住者が起業するために必要な設備等を整備することに対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市移住者起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(1) 移住者 本市へ定住の意思を持って転入し、又は転入しようとする者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠としようとする者又はした者

イ 自治会活動等の地域活動に積極的に参加する意思を有する者

ウ その他市長が適当と認める者

(2) 起業 店舗、工房又は事務所その他の事業所を設置し、新たに営業を開始すること（本市の移住者企業支援事業（以下「本事業」という。）の対象区域外において事業経営を行っていた者が、本事業の対象区域内に移住し新たに事業所を設置する場合を含む。）。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住促進特別区域内で起業しようとする移住者（当該補助対象者が代

表者である法人を含む。）で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 本市へ転入した日から3年を経過していない者

(2) 本市の移住促進特別区域内に定住し、起業を通じて地域の活性化に寄与しようとする者

(3) 起業する事業について十分な調査研究に基づいた経営計画及び資金計画を有しており、事業の継続発展が見込まれること。

(4) 京都府税及び市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が空き家等の既存建築物を活用した店舗又は事務所等を開設するために必要な施設の改修及び増築並びに設備機器等の整備とし、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 補助の対象となる施設が、補助対象者が居住する移住促進特別区域と同一の区域内に所在していること。

(2) 本市と補助の対象となる施設が所在する移住促進特別区域の住民が連携し、移住者数の具体的な目標を定め、かつ、受入れ及び住環境の整備に係る取組が行われており、本事業に係る住宅への移住者の受入れ及び地域への定着支援に向けた活動が継続して実施される見込みであること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の対象工事と同一の部位に対して、国、京都府又は本市から補助金等が交付されたことがないもので、次に掲げるものとする。ただし、用地取得費用及び補償費は対象外とする。

(1) 起業に必要な改修及び増築（敷地の整備を含む。）に要する費用

(2) 起業に必要な設備機器類の整備に要する

## 費用

(3) 実施設計に要する費用（前2号の工事と一体的な場合に限る。）

(4) その他市長が特に必要と認める費用  
（補助金額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内、かつ、300万円以内とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画の承認申請）

第7条 事業を実施しようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、亀岡市移住者起業支援事業計画承認申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に当該申請に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事業計画の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市移住者起業支援事業計画承認（不承認）通知書（別記第3号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認の決定を受けた補助事業者が、次の各号に該当する事業計画の内容を変更しようとするときは、亀岡市移住者起業支援事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）に当該変更に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業費総額の2割を超える増減

(2) 事業内容の変更又は廃止

(3) 補助事業者の変更

4 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事業計画変更の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市移住者起業支援事業計画変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 前条の規定により承認を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、亀岡市移住者起業支援事業補助金交付申請書（別記第6号様式）に当該申請に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市移住者起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（変更申請等）

第10条 前条の規定による補助金交付決定を受けた補助事業者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、第7条第3項に定める亀岡市移住者起業支援事業計画変更承認申請書及び亀岡市移住者起業支援事業補助金変更交付申請書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を

第7条第4項に定める亀岡市移住者起業支援事業計画変更承認（不承認）通知書及び亀岡市移住者起業支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の着手を原則として第9条の規定による交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する場合は、亀岡市移住者起業支援事業指令前着手届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市移住者起業支援事業補助金実績報告書（別記第11号様式）、事業実績報告書（別記第12号様式）及び財産管理台帳（別記第13号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の書類を審査の上、適当と認めるときは、亀岡市移住者起業支援事業補助金額確定通知書（別記第14号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（財産処分制限）

第14条 補助事業者は、補助金で整備をした施設及び設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令

第15号）に規定する耐用年数の間、本事業の目的に沿って適切に管理するものとする。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（別記第15号様式）により市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反等したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金で整備をした施設及び設備等を第14条に規定する期間を経過せずに処分したとき。
- (3) 第16条の規定に基づく報告があったとき。

（実施状況の報告）

第19条 補助事業者は、事業完了年度を含む5年間において、毎年度亀岡市移住者起業支援事業実施報告書（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式 省略

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市ホームシェア移住支援事業  
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市における地域の新たな担い手となる移住者の受入れを図るため、移住促進特別区域内の住民が所有する自宅の一部を移住者の住居として活用することに対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市

規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号。以下「条例」という。）で使用

(1) 移住者 本市へ定住の意思を持って転入し、又は転入しようとする者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としようとする者又はした者

イ 補助の対象となる住宅の所有者と2親等以内の者でないこと。

ウ 補助の対象となる住宅が所在する移住促進特別区域内に定住する意思を有する者

エ 自治会活動等の地域活動に積極的に参加する意思を有する者

オ その他市長が適当と認める者

(2) ホームシェア 移住促進特別区域内の住民が自宅の一部（同一敷地内にある離れを含む。以下同じ。）を移住者の住居として提供すること。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住者の住居とするために、自宅の一部を改修又は増築する者であって、移住者の受入れを通じて地域の活性化に寄与しようとするもの、かつ、京都府税及び市税の滞納がないものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が移住者が居住するために行う自宅の一部の改修及び増築に係る工事等（移住者の居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）とし、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 補助の対象となる住宅が移住促進特別区域内に所在していること。
- (2) 補助の対象となる住宅に、補助対象者又はその親族が居住していること。
- (3) 補助対象者が法人の場合は、補助の対象となる住宅に、当該法人の代表者又はその親族が居住していること。
- (4) 本市と移住促進特別区域の住民が連携し、移住者数の具体的な目標を定め、かつ、受入れ及び住環境の整備に係る取組が行われており、補助の対象となる住宅への移住者の受入れ及び地域への定着支援に向けた活動が継続して実施される見込みであること。  
(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、補助対象事業の対象工事と同一の部位に対して、国、京都府又は本市から補助金等が交付されたことがないものに限る。

- (1) 家屋又は敷地（居室、間仕切り、台所、浴室、トイレ、廊下、玄関又は駐車スペース等）に係る改修等に要する費用
- (2) 設備（台所用流し台、浴槽、便器、給排水、電気又はガス等）の更新等に要する費用
- (3) 家財撤去及びハウスクリーニングに要する費用
- (4) その他市長が特に必要と認める費用  
(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額又は100万円のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(事業計画の承認申請)

第7条 事業を実施しようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、亀岡市ホームシェア移住支援事業計画承認申請書（別記第1号様式）に当該申請に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事業計画の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市ホームシェア移住支援事業計画承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定による承認の決定を受けた補助事業者が、次の各号に該当する事業計画の内容を変更しようとするときは、亀岡市ホームシェア移住支援事業計画変更承認申請書（別記第3号様式）に当該変更に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費総額の2割を超える増減
- (2) 事業内容の変更又は廃止
- (3) 補助事業者の変更

4 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該事業計画変更の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市ホームシェア移住支援事業計画変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により補助事業者へ通知するものとする。  
(交付申請)

第8条 前条の規定により承認を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金交付申請書（別記第5号様式）に当該申請に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含ま

れる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（変更申請等）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、第7条第3項に定める亀岡市ホームシェア移住支援事業計画変更承認申請書及び亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金変更交付申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を第7条第4項に定める亀岡市ホームシェア移住支援事業計画変更承認（不承認）通知書及び亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の着手

を原則として第9条の規定による交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する場合は、亀岡市ホームシェア移住支援事業指令前着手届（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金実績報告書（別記第10号様式）、事業実績報告書（別記第11号様式）及び財産管理台帳（別記第12号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の書類を審査の上、適当と認めたときは、亀岡市ホームシェア移住支援事業補助金額確定通知書（別記第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助金で整備をした施設及び設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間、本事業の目的に沿って適切に管理するものとする。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類



を当該会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第14号様式)により市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反等したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金で整備をした施設及び設備等を第14条に規定する期間を経過せずに処分したとき。
- (3) 第16条の規定に基づく報告があったとき。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式 省略

「揭示済」

## 亀岡市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名 称	所在地
株式会社 やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社 さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社 南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15
株式会社 エムアンドエムサービス 京都・烟河	亀岡市本梅町平松泥ヶ淵1番地1
一般社団法人 亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「亀岡の行事と行事食」

## 3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第59号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
04102	上畑ヶ池ノ北線	亀岡市曾我部町犬飼馬ノ上5番2先	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北4番2先
06080	湯ノ花11号線	亀岡市葎田野町佐伯下峠20番7先	亀岡市葎田野町佐伯下峠29番3先
07063	前ヶ芝中田線	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝23番先	亀岡市本梅町西加舎コブヶ16番1先
11192	大井南部1号線	亀岡市大井町南金岐重見73番1先	亀岡市大井町並河3丁目49番4先
11193	大井南部2号線	亀岡市大井町並河3丁目111番6先	亀岡市大井町並河亀ヶ淵8番1先
11194	並河国道線	亀岡市大井町並河1丁目301番4先	亀岡市大井町並河3丁目43番10先
11195	若宮線	亀岡市大井町並河亀ヶ淵14番3先	亀岡市大井町並河若宮筋36番先
11196	大井南部3号線	亀岡市大井町南金岐重見53番先	亀岡市大井町並河3丁目93番先
12142	今津3丁目7号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番189先	亀岡市千代川町今津3丁目1番189先
18309	上西裏1号線	亀岡市篠町篠上西裏56番4先	亀岡市篠町篠上西裏41番12先
18310	夕日ヶ丘21号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目8番10先	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目8番15先
18311	土井4号線	亀岡市篠町広田1丁目49番1先	亀岡市篠町広田1丁目49番6先

路線番号	路線名	起	点
		終	点
19058	つつじヶ丘143号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番115先	
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番108先	

「揭示済」

亀岡市告示第60号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年4月1日から平成30年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起	点	延長	最小幅員
		終	点		最大幅員
04102	上畑ヶ池ノ北線	亀岡市曾我部町大飼馬ノ上5番2先		960.00m	11.75m
		亀岡市曾我部町大飼池ノ北4番2先			14.75m
06080	湯ノ花11号線	亀岡市葎田野町佐伯下峠20番7先		146.50m	3.00m
		亀岡市葎田野町佐伯下峠29番3先			5.00m
07063	前ヶ芝中田線	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝23番先		210.00m	3.00m
		亀岡市本梅町西加舎コブヶ16番1先			6.00m
11192	大井南部1号線	亀岡市大井町南金岐重見73番1先		776.50m	16.00m
		亀岡市大井町並河3丁目49番4先			17.00m
11193	大井南部2号線	亀岡市大井町並河3丁目111番6先		447.50m	12.00m
		亀岡市大井町並河亀ヶ淵8番1先			17.00m
11194	並河国道線	亀岡市大井町並河1丁目301番4先		352.00m	3.21m
		亀岡市大井町並河3丁目43番10先			8.03m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11195	若 宮 線	亀岡市大井町並河亀ヶ淵14番3先	105.00m	5.95m
		亀岡市大井町並河若宮筋36番先		7.90m
11196	大井南部3号線	亀岡市大井町南金岐重見53番先	198.00m	7.78m
		亀岡市大井町並河3丁目93番先		8.52m
12142	今津3丁目7号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番189先	39.17m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目1番189先		12.00m
18309	上西裏1号線	亀岡市篠町篠上西裏56番4先	106.00m	6.00m
		亀岡市篠町篠上西裏41番12先		6.02m
18310	夕日ヶ丘21号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目8番10先	63.81m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目8番15先		6.00m
18311	土井4号線	亀岡市篠町広田1丁目49番1先	64.89m	6.02m
		亀岡市篠町広田1丁目49番6先		12.00m
19058	つつじヶ丘143号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番115先	85.84m	6.01m
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番108先		6.01m

「揭示済」

---

 亀岡市告示第61号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年4月1日から平成30年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
06080	湯ノ花11号線	亀岡市蕨田野町佐伯下峠20番7先	146.50m	3.00m
		亀岡市蕨田野町佐伯下峠29番3先		5.00m
07063	前ヶ芝中田線	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝23番先	210.00m	3.00m
		亀岡市本梅町西加舎コブヶ16番1先		6.00m
11192	大井南部1号線	亀岡市大井町南金岐重見73番1先	250.00m	16.00m
		亀岡市大井町南金岐重見76番1先		16.00m
		亀岡市大井町並河堂又11番先	120.00m	16.00m
		亀岡市大井町並河堂又1番4先		16.00m
11193	大井南部2号線	亀岡市大井町並河3丁目111番6先	447.50m	12.00m
		亀岡市大井町並河亀ヶ淵8番1先		17.00m
11194	並河国道線	亀岡市大井町並河1丁目301番4先	352.00m	3.21m
		亀岡市大井町並河3丁目43番10先		8.03m
11195	若宮線	亀岡市大井町並河亀ヶ淵14番3先	105.00m	5.95m
		亀岡市大井町並河若宮筋36番先		7.90m
11196	大井南部3号線	亀岡市大井町南金岐重見53番先	198.00m	7.78m
		亀岡市大井町並河3丁目93番先		8.52m
12142	今津3丁目7号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番189先	39.17m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目1番189先		12.00m
18309	上西裏1号線	亀岡市篠町篠上西裏56番4先	106.00m	6.00m
		亀岡市篠町篠上西裏41番12先		6.02m
18310	夕日ヶ丘21号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目8番10先	63.81m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目8番15先		6.00m
18311	土井4号線	亀岡市篠町広田1丁目49番1先	64.89m	6.02m
		亀岡市篠町広田1丁目49番6先		12.00m
19058	つつじヶ丘143号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番115先	85.84m	6.01m
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番108先		6.01m

「揭示済」

亀岡市告示第62号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
06051	湯ノ花1号線	亀岡市葎田野町佐伯下峠2番地の2先 亀岡市葎田野町佐伯下峠29番地の3先
07061	前ヶ芝牧ノ尻線	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝23番地先 亀岡市本梅町西加舎岡根10番地の乙先
11131	工業団地線	亀岡市大井町南金岐重見53番地先 亀岡市大井町南金岐重見69番地先
11132	並河西台線	亀岡市大井町並河3丁目113番地の24先 亀岡市大井町並河3丁目111番地の6先
11151	並河三丁目1号線	亀岡市大井町並河3丁目202番地先 亀岡市大井町並河3丁目245番地先
11154	堂又線	亀岡市大井町並河堂又2番地先 亀岡市大井町並河堂又2番地の1先

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により告示し、指定に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定区域の名称

保津地区

2 指定区域の土地の区域

亀岡市保津町地内（別紙「区域指定区域図」のとおり）

3 許容する予定建築物の用途

[開発行為]

- (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150

平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為](1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）



- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあつては150平方メートル）以内のもの
- (9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあつては150平方メートル）以内のもの
- (10) 旅館業法第2条第4項に掲げる簡易宿所（用途を変更する場合に限る。）

#### 4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

別紙 省略

「掲示済」

亀岡市告示第64号

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱（平成28年亀岡市告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第6号を次のように改める。

(6) シビルミニマムの運行 日常生活に最低限必要な交通サービスとして、地域の実情に応じ必要な日に実施される1日当たり1往復の運行をいう。

第3条第2号中「地域の協力及び一定の受益者負担を求めることその他の」を削り、同条第3号中「(シビルミニマムの運行及び地域生活交通事業の試行実験に係る経費、車両を購入するために要する経費並びに事業導入に要する経費を除く。)」を削り、同条第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 既存のバス路線との重複が少ない経路を運行する事業

第3条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する地域生活交通事業は、前項第3号に定める要件に該当しない場合においても、補助対象とする。

(1) シビルミニマムの運行(車両を購入するために要する経費を含む。)

(2) 地域生活交通事業の試行実験(車両を購入するために要する経費及び事業導入に要する経費を含む。)

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第65号

亀岡市議会定例会の招集時期を次のように定める。なお、亀岡市議会定例会の招集時期を定める告示(平成19年亀岡市告示第1号)は、廃止する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市議会の定例会は、議員の任期満了による一般選挙が行われない年は6月に、議員の任期満了による一般選挙が行われる年は2月及び6月に招集するのを常例とする。ただし、都合によりこれを変更することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第66号

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係告示の整理に関する告示

(亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第1条 亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱(昭和47年亀岡市告示第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、簡易水道料金」を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「

簡易水道料金	水栓番号											年度 期分から
--------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

」

を削る。

(亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱の一部改正)

第2条 亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱(平成7年亀岡市告示第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「上水道及び簡易水道料金並びに公共下水道及び地域下水道使用料(以下「上・下水道料金等」という。)」を「水道料金等の一部」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「上・下水道料金」を「水道料金」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「うち上水道及び簡易水道料金」を「水道料金等のうち第2条第1号及び第4号に掲げるもの」に、「換算した基本料金」を「換算した基本料金及びメーター使用料」に、「公共下水道及び地域下水道使用料」を「同条第2号及び第3号に掲げるもの」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「亀岡市安心長寿の福祉助成金(以下「助成金」という。)」を「助成金」に、「別表に掲げる上・下水道等の給排水を受け」を「本市が設置する上下水道(地域下水道及び飲料水供給施設を含む。)を使用し」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(対象とする水道料金等)

第2条 亀岡市安心長寿の福祉助成金(以下「助成金」という。)の交付対象とする水道料金等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)第26条第1項に規定する水道料金
- (2) 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)第18条第1項に規定する公共下水道の使用料
- (3) 亀岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例第18号)第15条第1項に規定する地域下水道の使用料
- (4) 亀岡市飲料水供給施設給水条例(昭和43年亀岡市条例第13号)第4条に規定する飲料水供給施設の料金及びメーター使用料

別表を削る。

別記様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、

「

1 上水道	2 ( ) 簡易水道	3 下水道	4 ( ) 施設
-------	------------	-------	----------

」

を

「

1 水道	2 下水道	3 地域下水道	4 飲料水供給施設
------	-------	---------	-----------

」

に改める。

(亀岡市空き家バンク設置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市空き家バンク設置要綱(平成28年亀岡市告示第213号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「

水道	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 簡易水道	<input type="checkbox"/> その他( )
----	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

」

を

「

水道	<input type="checkbox"/> 水道	<input type="checkbox"/> その他( )
----	-----------------------------	---------------------------------

」

に、「バス亭」を「バス停」に改める。

(亀岡市土地区画整理事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 亀岡市土地区画整理事業補助金交付要綱(平成8年亀岡市告示第126号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

地区内において必要な上水道施設を超える部分に係る費用
----------------------------

」

を

「

地区内において必要な水道施設を超える部分に係る費用
---------------------------

」

に改める。

(亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第4条第2項第1号に規定する水道事業の給水区域及び同項第4号に規定する飲料水供給施設の給水区域

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

(亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の一部改正)

第6条 亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)

第4条第2項第1号に規定する水道事業の給水区域及び同項第4号に規定する飲料水供給施設の給水区域

第3条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

(亀岡市コミュニティ・プラントに係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱の廃止)

第7条 亀岡市コミュニティ・プラントに係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱(平成6年亀岡市告示第29号)は、廃止する。

(亀岡市水道事業評価委員会設置要綱の廃止)

第8条 亀岡市水道事業評価委員会設置要綱(平成20年亀岡市告示第167号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第67号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第47条の2第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
亀岡市市税  
(市府民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第69号

亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱  
(昭和51年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第2号中「800,000円」を「200,000円」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 補助率は、次のとおりとする。

(1) 自治会が行う生涯学習施設の改修事業

補助対象事業費の100分の40以下で、2,000,000円を限度とする。ただし、補助金交付後5年を経過するまでの間は、同一箇所を対象とした改修事業は、交付対象としない。

(2) 区等が行う生涯学習施設の購入事業及び建築事業

補助対象事業費の100分の10以下で、1,000,000円を限度とする。ただし、補助金交付後20年を経過するまでの間は、同一区等は、交付対象としない。

(3) 区等が行う生涯学習施設の改修事業

補助対象事業費の100分の10以下で、400,000円を限度とする。ただし、補助金交付後5年を経過するまでの間は、同一箇所を対象とした改修事業は、交付対象としない。

(4) 自治会等が行う生涯学習施設の耐震診断事業

耐震診断に要した費用の100分の50以下で、木造は200,000円、鉄骨造等は500,000円を限度とする。ただし、1施設につき1回限り交付できるもの

とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第70号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 指定緊急避難場所

施設の名称	施設の所在	対象とする異常な現象の種類（※1）								指定避難所との重複（※2）
		洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象	
亀岡中学校[体育館]	内丸町13	1	1		1		1	1		1
亀岡小学校[体育館]	内丸町15	1	1		1		1	1		1
城西小学校[体育館]	余部町前川原46	1	1		1		1	1		1
ギャラリーかめおか	余部町宝久保1-1	1	1		1		1	1		1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8	1	1		1		1	1		1
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4	1	1		1		1	1		1
別院中学校[体育館]	東別院町南掛一ノ坪1	1			1		1	1		1
東別院小学校[体育館]	東別院町東掛岩脇9	1			1		1	1		1
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1	1	1				1	1		1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アンター15	1	1				1	1		1
西別院小学校[体育館]	西別院町柚原佃24	1	1		1		1	1		1
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17	1			1		1	1		1
犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4	1					1	1		1
曾我部小学校[体育館]	曾我部町南条荒水代1	1	1		1		1	1		1

曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1	1	1				1	1		1
吉川小学校[体育館]	吉川町穴川平田17	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園体育館	曾我部町穴太土渕33-1	1	1		1		1	1		1
南桑中学校[体育館]	葎田野町太田丸橋1	1	1		1		1	1		1
葎田野小学校[体育館]	葎田野町佐伯源ノ坊18	1	1		1		1	1		1
葎田野生涯学習センター	葎田野町佐伯西ノ辻9-1	1	1		1		1	1		1
人権福祉センター	葎田野町佐伯琴敷78-1	1	1		1		1	1		1
育親中学校[体育館]	本梅町中野和田山1-2	1	1		1		1	1		1
本梅小学校[体育館]	本梅町井手早田垣内23	1	1		1		1	1		1
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3	1	1				1	1		1
畑野小学校[体育館]	畑野町千ヶ畑西山5	1			1		1	1		1
畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1	1					1	1		1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29	1	1		1		1	1		1
亀岡市交流会館	宮前町神前長野15	1			1		1	1		1
東本梅保育所	東本梅町東大谷生子田69	1	1		1		1	1		1
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1	1	1		1		1	1		1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7	1	1		1		1	1		1
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1	1	1		1		1	1		1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目11番20-201号	1	1		1		1	1		1
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ヶ上7	1	1		1		1	1		1
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21	1	1		1		1	1		1
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19	1	1		1		1	1		1
亀岡川東学園[体育館]	馬路町溝ノ上14-4	1	1		1		1	1		1



馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1	1	1		1		1	1		1
馬路文化センター	馬路町小米田45-4	1	1				1	1		1
旭コミュニティセンター	旭町年角25	1	1				1	1		1
千歳町自治会館	千歳町千歳垣根2-3	1					1	1		1
さくら公園体育館	千歳町国分後田1	1	1		1		1	1		1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1	1	1		1		1	1		1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20	1	1		1		1	1		1
保津町公民館	保津町構ノ内53	1	1				1	1		1
保津文化センター	保津町式番11-1	1	1		1		1	1		1
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1	1	1		1		1	1		1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7	1	1		1		1	1		1
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68	1	1		1		1	1		1
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1	1	1		1		1	1		1
篠公民館	篠町篠中北裏68	1	1				1	1		1
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76	1	1		1		1	1		1
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3丁目6-7	1	1		1		1	1		1
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13	1	1		1		1	1		1
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1	1	1		1		1	1		1
亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1	1	1		1		1	1		1
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1	1	1		1		1	1		1

(※1) 「対象とする異常な現象の種類」欄に「1」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。

(※2) 「指定避難所との重複」欄に「1」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設です。

「揭示済」

## 亀岡市告示第71号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定避難所を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 指定避難所

施設の名称	施設の所在
亀岡中学校〔体育館〕	内丸町13
亀岡小学校〔体育館〕	内丸町15
城西小学校〔体育館〕	余部町前川原46
ガレリアかめおか	余部町宝久保1-1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4
別院中学校〔体育館〕	東別院町南掛一ノ坪1
東別院小学校〔体育館〕	東別院町東掛岩脇9
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15
西別院小学校〔体育館〕	西別院町柚原佃24
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17
犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4
曾我部小学校〔体育館〕	曾我部町南条荒水代1
曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1
吉川小学校〔体育館〕	吉川町穴川平田17
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24
亀岡運動公園体育館	曾我部町穴太土淵33-1
南桑中学校〔体育館〕	葎田野町太田丸橋1
葎田野小学校〔体育館〕	葎田野町佐伯源ノ坊18
葎田野生涯学習センター	葎田野町佐伯西ノ辻9-1
人権福祉センター	葎田野町佐伯琴敷78-1
育親中学校〔体育館〕	本梅町中野和田山1-2
本梅小学校〔体育館〕	本梅町井手早田垣内23
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3
畑野小学校〔体育館〕	畑野町千ヶ畑西山5

畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29
亀岡市交流会館	宮前町神前長野15
東本梅保育所	東本梅町東大谷生子田69
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目11-20-201
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ヶ上7
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19
亀岡川東学園[体育館]	馬路町溝ノ上14-4
馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1
馬路文化センター	馬路町小米田45-4
旭コミュニティセンター	旭町年角25
千歳町自治会館	千歳町千歳垣根2-3
さくら公園体育館	千歳町国分後田1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20
保津町公民館	保津町構ノ内53
保津文化センター	保津町式番11-1
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1
篠公民館	篠町篠中北裏68
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3丁目6-7
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1
南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1

「揭示済」

亀岡市告示第72号

亀岡市交通遺児激励金支給要綱（昭和61年亀岡市告示第36号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 交通事故 陸・海・空の全ての交通機関の運行により生じた人身事故をいう。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第73号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 亀岡市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第7号）
- 2 亀岡市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成28年亀岡市告示第37号）
- 3 亀岡市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給

事業実施要綱（平成28年亀岡市告示第167号）

「揭示済」

亀岡市告示第74号

亀岡市障害者更生訓練費給付事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第162号）は、廃止する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第75号

亀岡市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱（平成6年亀岡市告示第26号）は、廃止する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 【1】

1	事業所番号	2631600018（指定特定相談支援事業） 2671600076（指定障害児相談支援事業）
2	事業者の名称	松花苑生活支援センター
3	事業所所在地	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障害者・障害児
6	申請者	社会福祉法人 松花苑
7	指定年月日	平成30年4月1日

## 【2】

1	事業所番号	2631600406（指定特定相談支援事業）
2	事業者の名称	地域活動支援センター 圭
3	事業所所在地	亀岡市篠町馬堀南垣内41-23
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業
5	事業の主たる対象者	精神障害者
6	申請者	社会福祉法人 信和福祉会
7	指定年月日	平成30年4月1日

## 【3】

1	事業所番号	2631600034（指定特定相談支援事業） 2671600084（指定障害児相談支援事業）
2	事業者の名称	花ノ木医療福祉センター
3	事業所所在地	亀岡市大井町小金岐北浦37-1
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障害者・障害児

6	申請者	社会福祉法人 花ノ木
7	指定年月日	平成30年4月1日

## 【4】

1	事業所番号	2631600364 (指定特定相談支援事業) 2671600092 (指定障害児相談支援事業)
2	事業者の名称	亀岡福祉会 相談支援センター巴
3	事業所所在地	亀岡市安町釜ヶ前19-1
4	サービスの種類	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障害者・障害児
6	申請者	社会福祉法人 亀岡福祉会
7	指定年月日	平成30年4月1日

「揭示済」

---

亀岡市告示第77号

亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付要綱（平成13年亀岡市告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第4号中「就労継続支援」の次に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 この要綱において前項各号に掲げる施設に通所するために要した交通費とは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

- (1) 交付対象者の住所地から施設の所在地まで最も経済的な通常の経路及び方法により通所した場合の交通費であること。
- (2) 施設から通所に要する交通費の全て又は一部を現金又は送迎等の役務その他の方法を問わず給付されていないこと。
- (3) 施設を除くその他の団体等から通所に要する交通費の給付を受けていないこと。

第4条第1号中「最も経済的な通常の経路及び方法により施設に通所した場合に、」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、定期乗車券を利用した交通費の日額を算定する場合は、1月を20日として算定するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付要綱の規定は、平成30年度の助成金から適用する。

「揭示済」

#### 亀岡市告示第78号

心身障害児（者）に係る補装具等補助金交付要綱（昭和51年亀岡市告示第42号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

心身障害児（者）に係る補装具補助金交付要綱

第1条中「及び手当認定請求書類等」を削る。

第2条中「をいい、「手当」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定による福祉手当」を削る。

第3条を次のように改める。

(対象者)

第3条 心身障害児（者）に係る補装具補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、亀岡市の区域内に住所を有し、法第76条第1項の規定による補装具費の支給申請をした者とする。

第4条中「次に掲げるところによる」を「法第76条第2項に規定する基準額から補装具費として支給された額を控除した額の10分の10以内とする」に改め、表を削る。

別記様式中「心身障害児（者）に係る補装具等補助金交付申請（請求）書」を「心身障害児（者）に係る補装具補助金交付申請（請求）書」に、「心身障害児（者）に係る補装具等補助金交付要綱」を「心身障害児（者）に係る補装具補助金交付要綱」に、

「

補助金の種類	
1	補装具の購入又は修理（支給番号 No. _____）
2	診断書の費用（1）特別障害者手当等の受給資格の認定申請用 （2）入浴サービス利用申請用

」

を

「

支給番号	No. _____
------	-----------

」

に改め、「又は診断書料」を削り、

「

添付書類

- 1 補装具の購入又は修理…利用者負担額の領収書（又は支給決定通知書の写し及び補装具の購入・修理に要した費用の領収書の写し）
- 2 診断書の費用 …診断書の費用の領収書

」

を

「

添付書類

利用者負担額の領収書（又は支給決定通知書の写し及び補装具の購入・修理に要した費用の領収書の写し）

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第79号

亀岡市中心身障害者医療費補助金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第47号）は、廃止する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」



亀岡市告示第80号

亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱（平成18年亀岡市告示第136号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第1条中「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第2条第1項中「法第115条の2第1項」を「法第79条第1項及び第115条の2第1項」に改め、同条第2項中「法第78条の2第1項」の次に「、第79条第1項」を加える。

第3条第1項中「施行規則第140条の37第1項」を「法第82条第1項、施行規則第133条第1項及び第140条の37第1項」に改め、「指定介護予防支援事業所変更届出書」を「指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所変更届出書」に改め、同条第2項中「法第78条の5第2項」の次に「、第82条第2項」を加える。

第4条中「法第70条の2」の次に「及び第79条の2」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「法第78条の11」の次に「、第85条」を加え、同条第2号中「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第9条中「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

別記第1号様式中

「

複合型サービス	：			付表8
---------	---	--	--	-----

」

を

「

複合型サービス	：			付表8
地域密着型通所介護	：			付表9

」

に改める。

別記第2号様式中「指定介護予防支援事業所指定申請書」を

「指定居宅介護支援事業所 指定申請書 に、  
指定介護予防支援事業所」

「指定介護予防支援事業所に係る指定」を

「指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所」に係る指定に、

「代表者の職」を「代表者の職名」に改める。

別記第3号様式中「代表者の氏名」の次に「、生年月日」を加え、「管理者の氏名及び住所」を「管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」に改め、

「

13	役員 の氏名及び住所
14	本体施設、 本体施設との移動経路等
15	併設施設 の状況等

」を

「

13	役員 の氏名、生年月日 及び住所
14	介護支援 専門員の氏名及び その登録番号
15	本体施設、 本体施設との移動 経路等
16	併設施設 の状況等

」に改める。

別記第4号様式中「指定介護予防支援事業所変更届出書」を

「指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所」変更届出書に、

「代表者の氏名、生年月日及び住所」を「代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」に改め、「当該申請に係る事業に係る」の次に「居宅介護サービス計画費又は」を加える。

別記第5号様式の2中「地域密着型サービス」を「サービス又は支援」に改める。

別記第6号様式中

「指定地域密着型サービス事業所  
指定地域密着型介護予防サービス事業所」を  
指定介護予防支援事業所」

「指定地域密着型サービス事業所  
指定地域密着型介護予防サービス事業所」に、  
指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所」

「代表者の職」を「代表者の職名」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第81号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中 「 6,525円  
6,761円 」 を 「 6,512円  
6,753円 」 に、

「 5,389円 」 を 「 5,432円 」 に、

「 3,414円  
4,914円  
3,960円  
7,960円 」 を 「 3,495円  
4,995円  
3,917円  
7,917円 」 に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第82号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「 3,260 6,520  
420 420  
1,710 1,710  
4,470 4,470 」 を

「 3,310 6,620  
480 480  
1,760 1,760  
4,570 4,570 」 に、

「 1,210 1,210 」 を

「 1,180 1,180 」 に、

「 91,040 」 を 「 91,320 」 に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第3号様式を次のように改める。

別記様式 省略

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第83号

亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会福祉法人が経営する亀岡市内に所在する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）において保育を円滑に実施し、民間保育所等の健全な運営を支援するため、保育事業に要する経費に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市民間社会福祉施設運営補助金を交付する。

(交付対象)

第2条 この補助金は、民間保育所等が行う次の事業を交付の対象とする。

- (1) 保育士等処遇改善事業
- (2) 保育補助者雇上強化事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる事業区分の欄ごとに基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、次に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書

- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 規則第8条に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとし、当該変更に係る必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更である場合については、この限りでない。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、次に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

## 別表（第3条関係）

事業区分	基準額	対象経費
保育士等処遇改善事業	年齢区分毎の比率を乗じた年間 在園児数に基づき、予算の範囲 内で定める基準額	保育士等処遇改善事業に 必要な経費
保育補助者雇上強 化事業	平成29年度保育対策総合支援 事業費補助金の国庫補助につい て（平成29年8月3日付け厚 生労働省発子0803第2号厚 生労働事務次官通知別紙「平成 29年度保育対策総合支援事業 費補助金交付要綱」）別表に定 める保育補助者雇上強化事業の 基準額	保育補助者雇上強化事業 に必要な経費

別記様式 省略

「揭示済」

亀岡市告示第84号

亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要綱（平成15年亀岡市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第9条中「算定する基本報酬及び能率報酬」を「算定した額」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

---

亀岡市告示第85号

かめおか市民活動推進センター設置要綱（平成21年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第10条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、登録を省略することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第86号

亀岡会館目的外使用許可取扱要領（昭和45年亀岡市告示第34号）は、廃止する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長理事 清水 弘司	狂犬病予防注射済票交付事務手数料

## 2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第88号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成30年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすごみ	19,158 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,337 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	328 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	234 t / 年
(イ) ビン類	434 t / 年
(ウ) ペットボトル	147 t / 年
(エ) スプレー缶	21 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	682 t / 年
(カ) 使用済小型家電	4 t / 年
(キ) 使用済乾電池	8 t / 年
(ク) 廃蛍光管	3 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	7 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	2,583 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	322体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	5,347kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,110kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。



2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委託、 以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコピア亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗 大 ご み	可燃性	家庭系	破碎/エコピア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコピア亀岡、 大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸沖 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社	資源化/民間処理施 設(委託、以下同じ)	残渣埋立/民間最終処 分場、エコピア亀岡
			許可業者		
資源ごみ	カン類	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコピア 亀岡	残渣埋立/エコピア亀岡、 資源化/民間処理 施設	
	ビン類	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別/エコピア亀岡	残渣埋立/エコピア亀岡、 資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設	
	ペットボトル	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設	
		委託業者			
	スプレー缶	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコピア 亀岡	残渣埋立/エコピア亀岡、 資源化/民間処理 施設	
	プラスチック製 容器包装	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコピア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセ ンター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会	
	使用済小型家電	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	使用済乾電池	(公財) 亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設	
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/	
新聞・雑誌・段 ボール・古布	民間業者	/	/		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンポ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水／若宮工場(直営)	脱水汚泥及び残渣／民間処理施設
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) こどもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動の支援

- ① ごみ減量・資源化の市民活動を支援する体制の充実
  - ア 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や地域コミュニティの支援
  - イ 地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取り組みの支援
- ② 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実
  - ア 環境配慮型イベントの推進
  - イ 環境学習の場の提供
  - ウ 小中学校における環境教育の強化
  - エ 就学前教育の充実
- ③ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援
  - ア 誰もがわかるごみ分別情報の提供
  - イ 環境ポスター・標語等の募集
  - ウ 高齢者等のごみだし困難世帯の見守り支援

(2) 2R（リデュース／排出抑制、リユース／再使用）の強化

- ① 生活系ごみの2Rに向けた取り組み
  - ア 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
  - イ 環境家計簿の普及拡大
  - ウ ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備
  - エ 不用品交換会の実施
- ② 事業系ごみの2Rに向けた取り組み
  - ア 市役所の事業系一般廃棄物管理票の導入
  - イ 排出者責任を浸透させる啓発活動
  - ウ 事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の義務化（条例制定など）の検討
  - エ 環境マネジメントシステムの導入支援
  - オ 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
  - カ 紙ごみ搬入禁止（条例制定など）の検討
  - キ クリーンセンターにおける搬入指導の実施
  - ク 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
  - ケ 事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み

- (3) 取り組みやすい資源化システムの構築
  - ① 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
    - ア 公共施設における拠点回収の拡充
    - イ 事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援
    - ウ イベント回収の実施
  - ② 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築
    - ア 事業者による古紙の資源化の拡大
    - イ 剪定枝等の堆肥化の推進
  - ③ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
    - ア 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
    - イ 焼却灰のリサイクルの検討
    - ウ 生ごみ等のバイオマス利用の検討
    - エ 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進
- (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みの整備
  - ① 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み
    - ア 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
    - イ 収集体制等の効率化
  - ② 受益者負担の適正化の取り組み
    - ア 事業系のごみ処理手数料の見直し
    - イ 家庭系のごみ処理手数料（亀岡市指定ごみ袋の料金含む。）の見直し
  - ③ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
    - ア 適正処理困難物に対する体制の整備
    - イ 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
  - ④ 最終処分体制の充実に向けた取り組み
    - ア 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
  - ⑤ 計画の着実な履行に向けた取り組み
    - ア ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
- (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化
  - ① 不法投棄対策の強化
    - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
    - イ 捜査機関などの関係機関との連携強化
  - ② 災害廃棄物対策の点検・見直し
    - ア 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
    - イ 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

関連施設の概要

① 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0t／6h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）

プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39m<sup>2</sup>

ペットボトル：ストックヤード 38.91m<sup>2</sup>

使用済小型家電：ストックヤード 32.89m<sup>2</sup>

② 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9t／5h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系	12,415 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
	事業系	6,517 t		戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系	1,135 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (埋立処分場)
粗大ごみ	可燃性	131 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡 (破碎処理施設)
	不燃性	41 t		戸別	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
資源ごみ	カン類	234 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	ビン類	434 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	ペットボトル	147 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	21 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	プラスチック製 容器包装	682 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済小型家電	4 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済乾電池	8 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	廃蛍光管	3 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油	7 t	—	戸別	随時	民間処理施設
新聞・雑誌・段 ボール・古布	2,583 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

## 5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日 (60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	12,415 t/年
	許可業者	6,517 t/年
	その他	490 t/年
残渣の量及び処分方法		2,600 t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量である。

## 6 最終処分計画

## (1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	40,568㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,105 t/年
	許可業者	30 t/年
	その他	219 t/年
年間埋立容量		2,459㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

## (2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,600 t/年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	72,850人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,674人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,593人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	54人
浄化槽	市内全域	5,785人
その他（委託業者）	市内全域	3,573人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	5,347Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,110Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式＋高度処理
	公称能力	114kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	5,347kl/年
	許可業者	4,110kl/年
脱水汚泥・残渣の発生量及び処分方法		347 t（京都府南丹市の民間業者に委託）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地他
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	306m <sup>3</sup> /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t（京都府南丹市の民間業者に委託）

## ウ 最終処分計画

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	383 t/年

「揭示済」

## 亀岡市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	亀岡市余部町大塚21番地2	29-1631
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブン-イレブン亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
ローソンガレリアかめおか前店	亀岡市余部町樋又82番1号	22-2505
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町樋又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
三木たばこ店	亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
セブン-イレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1	22-2525
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食品店	亀岡市河原町34番地	22-0122

会社名等	住 所	電話番号
(有)マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機株本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
株栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール(株)イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
ローソン亀岡駅前店	亀岡市古世町西内坪10番7	22-6051
(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
株アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
株サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町塚16	21-0154
(有)桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
株マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
BEERSおぎた	亀岡市柳町63番地	22-0786
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀(有)	亀岡市安町33番地	22-0919
株くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
マンマル産業(株)	亀岡市安町25番地	22-0572
株ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
フードショップインダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
セブン-イレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1	24-2596



会社名等	住 所	電話番号
㈱大多商店	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市葎田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
葎田野町自治会	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
サークルK亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6031
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事㈱ ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
㈱マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品㈱ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
㈱おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目2番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
㈱ユニス セブン-イレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号	23-0704
㈱さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
㈲プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
㈲さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
べとる (マツモト千代川店内)	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
㈱マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
㈱サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
㈲橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686

会社名等	住 所	電話番号
中沢商店	亀岡市馬路町万年4番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取2番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角2番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条1番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無2番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内5番地	22-0810
ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57	21-1057
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上1番地	22-0143
かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上1番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目5番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内2番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
(株)マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内4番地3	29-2005
(株)石野商店	亀岡市篠町柏原町頭4番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏6番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋2番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏4番地1	29-5772
(株)スギ薬局ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡2番地3	24-4232
ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村2番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村3番地1	29-2625
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村4番地1	29-6661
ローソン亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷2番8-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又1番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
かつばや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
(株)黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号	22-0077
セブン-イレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

## 亀岡市告示第90号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、亀岡市ゼロミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）を定めたので、亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地・住所	団体等名称	職名・氏名
亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第25号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦
亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第29号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦

## 2 委託期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第92号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱（平成12年亀岡市告示第111号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次の1号を加える。

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第59条の規定により  
保険給付の制限を受ける者

第3条に次の1項を加える。

- 4 前条第8号に該当する者は、申請の時期に関わらず、該当した日の属する月から該当しなくなった日の属する月の前月までの保険料について減免を受ける。ただし、法第110条の2の規定による賦課決定の期間制限内に限る。

別表6被爆者健康手帳を有する者の部を次のように改める。

6 被爆者健康手帳を有する者		当該被保険者に係る均等割額	10分の10	被爆者健康手帳
----------------	--	---------------	--------	---------

別表7第25条第1項第2号に該当する者の部中

「均等割額  
均等割額」を「均等割額」に、

「平等割額  
平等割額」を「平等割額」に改める。

別表に次のように加える。

8 法第59条の規定により保険給付の制限を受ける者	当該被保険者のみで構成される世帯	所得割額 平等割額 均等割額	10分の10	在監証明書等、法第59条の規定による保険給付の制限を受ける期間を証明するもの
	当該被保険者以外の被保険者を含む世帯	当該被保険者に係る 所得割額 均等割額		

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第93号

亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱（平成24年亀岡市告示第91号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条中「別表に定める理由」を「その理由」に改める。

第6条第1項第2号中「需要の額の合計額」の次に「に10分の11を乗じて得た額」を加え、「生活保護基準額」を「基準額」に改める。

第8条中「生活保護基準額」を「基準額」に改める。

別表を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1項第1号の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称  
社会福祉法人 友愛会
- 2 事業所番号  
2671600662
- 3 事業所の名称  
はりきり工房ケアプランセンター
- 4 事業所の所在地  
亀岡市宮前町宮川大端12番地
- 5 指定年月日  
平成30年4月1日
- 6 サービスの種類  
居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業所番号  
2631600588 (指定特定相談支援事業)  
2671600225 (特定障害児相談支援事業)
- 2 事業者の名称  
相談支援事業所 はび・ねっと
- 3 事業所所在地  
亀岡市河原町227番地
- 4 サービスの種類  
指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者  
障害者・障害児
- 6 申請者  
特定非営利活動法人 はびねすサポートセンター
- 7 指定年月日  
平成30年4月1日

「掲示済」

亀岡市告示第96号

亀岡市開発公園整備事業補助金交付要綱(昭和62年亀岡市告示第40号)の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。  
第2条第1号中「及び亀岡市宅地開発等に関する指導要綱」を「、亀岡市宅地開発等に関する条例(平成28年亀岡市条例第43号)及び廃止された亀岡市宅地開発等に関する指導要綱」に改める。

第3条第1号中「取替え」の次に「及び新設」を加える。

第5条中「自治会等」の次に「(以下「補助事業者」という。)」を加え、「亀岡市開発公園整備事業補助金に係る事業予定調書」を「亀岡市開発公園整備事業予定調書」に、「を別に」を「に関係書類を添えて別に」に改める。

第6条中「市長は、」の次に「前条の規定による」を加え、「事業認定通知書」を「亀岡市開発公園整備事業認定通知書」に改める。

第7条中「自治会等は、規則第5条の規定による」を「補助事業者は、」に、「を事業着手と同時に」を「に関係書類を添えて市長」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。  
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、亀岡市開発公園整備事業補助金交付決定書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者が、当該事業の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、亀岡市開発公園整備事業補助金変更交付申請書(別記第5号様式)に変更に係る関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査

の上、補助金の交付の適否を決定し、亀岡市開発公園整備事業補助金変更交付決定書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市開発公園整備事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10条の次に次の5条を加える。

（確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、亀岡市開発公園整備事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、亀岡市開発公園整備事業補助金請求書（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、補助事業者に対して、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消

した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記様式 省略

別記第4号様式の次に次の5様式を加える。

別記様式 省略

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 桂 一広
- 2 変更年月日  
平成30年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「呉服町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 白井 廣
- 2 変更年月日  
平成30年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町重利区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 桂 重喜
- 2 変更年月日  
平成30年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町国分区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小川 房嗣

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 栗林 喜八郎

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 一成

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大橋 修一

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 一夫

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 渡邊 春幸

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 浅井 潤一郎

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 佐井 浩伸

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成30年4月3日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 横内 真

(2) 変更年月日

平成30年4月3日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 清水 一成

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 勝

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「西堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松山 憲二

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町春日部区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 齊藤 一義

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西嶋 秀樹

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 柿谷 出

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 幸雄

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 長谷川 富男

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 安川 浩司

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 藤原 庸右

2 変更年月日

平成30年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 美穂

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 健夫

2 変更年月日

平成30年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大ヶ谷 弘一

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 今西 謙一

2 変更年月日

平成30年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町美濃田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 平井 正

2 変更年月日

平成30年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 野田 幸秀
- 2 変更年月日  
平成30年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町下佐伯区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 大石 浩之
- 2 変更年月日  
平成30年4月8日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 俣野 和俊
- 2 変更年月日  
平成30年4月15日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 関 泰久

2 変更年月日

平成30年4月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大谷 一三

2 変更年月日

平成30年4月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 橋本 倫光

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 千晴

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0708-99001

1 当該者生年月日

昭和59年2月26日

2 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成30年4月1日

4 無効になる日

平成30年4月27日

「揭示済」

亀岡市告示第132号

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第6条第1項中「1月」を「12月」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の助成金から適用する。

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第8号

庁中一般

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程（平成26年亀岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「全ての事項」の次に「及び関連する重要事項」を加える。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（幹事会）

第7条 委員会の所掌事項について調査及び研究を行うとともに、委員長の指示した事項を処理するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、総務担当課長会議（亀岡市庁議に関する規則に定める総務担当課長会議をいう。）の構成員をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、企画管理部長がこれに当たる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を必要に応じて招集する。

5 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の構成員以外の者を幹事会に出席させることがで

きる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第9号

庁中一般

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画進行管理・行政評価実施要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画進行管理・行政評価実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～基本構想・後期基本計画（以下「総合計画」という。）の効率的かつ効果的な推進を図るために実施する進行管理及び行政評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施策

総合計画において、各章ごとに節単位で

示した取り組むべき施策の基本方向をいう。

(2) 事業

施策を実現するために実施する事業をいう。

(3) 進行管理部会

亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡市条例第3号）第6条及び亀岡市総合計画審議会部会設置規則（平成26年亀岡市規則第2号）に定める進行管理部会をいう。

(4) 策定推進委員会

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程（平成26年亀岡市訓令第4号）に定める亀岡市総合計画策定推進委員会をいう。

(5) 主管部

総合計画に係る事業を所管する部又は室をいう。

（進行管理）

第3条 進行管理は、総合計画の目標年次である平成32年度に向けた事業の計画的な推進のため、進行管理実施年度の前年度に実施した事業の進捗状況について把握及び検証し、市民に公開することをいう。

2 企画管理部長は、執行不能又は著しい遅延が生じるおそれがある場合その他必要があると認めるときは、主管部に対して調査及び調整を行う。

（行政評価の内容）

第4条 行政評価は、総合計画の効率的かつ効果的な推進のため、選定した施策の評価を次のとおり実施することをいう。

(1) 市民からの意見聴取及び進行管理部会の評価

行政評価の対象施策について市民からの意見聴取を行い、その意見を踏まえ、進行管理部会がヒアリングを実施し、総合計画に係る施策の推進について、手法の妥当性及び重要性等の観点から評価を行う。

(2) 市長及び副市長の評価

市長及び副市長がヒアリングを実施し、前号の市民の意見及び進行管理部会の評価を踏まえ、評価を行う。

（評価の結果）

第5条 策定推進委員会は、行政評価の結果を市民に公開する。

2 策定推進委員会の委員は、行政評価の結果を尊重し、所管する事業に係る計画の策定及び予算要求に反映するよう努めるものとする。  
（調書の作成及び問題点の報告）

第6条 主管部は、進行管理調書及び施策管理調書を作成し、事務局へ提出するものとする。

2 事務局は、進行管理部会並びに市長及び副市長が実施するヒアリングに基づき、施策評価調書を作成するものとする。

3 主管部は、市長及び副市長が行政評価において、改善が必要と評価した事業について、事業の改善及び見直しを図るとともに、改善状況報告書を事務局に提出するものとする。

4 主管部は、総合計画後期基本計画に係る事業の推進について、執行不能又は著しい遅延が生じるおそれがある場合その他問題が生じたときは、問題点等報告書を事務局に提出するものとする。

5 進行管理調書、施策管理調書、施策評価調書、改善状況報告書及び問題点等報告書の様式は、別に定める。

（総括）

第7条 進行管理及び行政評価に係る総括は、企画管理部長が行う。

（事務局）

第8条 進行管理及び行政評価に係る事務を行う事務局は、企画管理部企画調整課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、進行管理及び行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第10号

庁中一般

電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

電気工作物保安規程（昭和40年亀岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び亀岡会館」及び「等」を削る。

第2条中「等」を削る。

第4条中「等」及び「又は会館」を削り、「あたらせる」を「当たらせる」に改める。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条及び第11条中「等」を削る。

第12条第1項中「等」を削り、「あたって」を「当たって」に改める。

第13条第2項、第15条、第16条及び第18条中「等」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第11号

庁中一般

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係訓令の整理に関する訓令

（亀岡市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正）

第1条 亀岡市男女共同参画推進本部設置要綱（平成13年亀岡市訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、上下水道事業管理者」を削る。

（亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正）

第2条 亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成18年亀岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「上水道使用料、下水道使用料及び簡易水道使用料」を「水道料金（飲料水供給施設料金を含む。）及び下水道使用料（地域下水道使用料を含む。）」に改める。

(亀岡市人権行政推進本部設置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市人権行政推進本部設置要綱(平成14年亀岡市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、上下水道事業管理者」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第12号

庁中一般

亀岡市消防団員等表彰取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市消防団員等表彰取扱規程の一部を改正する訓令

亀岡市消防団員等表彰取扱規程(昭和58年亀岡市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 従事表彰

消防団業務に従事し、功績が顕著と認められる者で、次のいずれかに該当するもの

に対し、表彰状を授与する。

ア 親又は子が5年以上従事している者で、本人が5年以上従事している者

イ 兄弟姉妹が5年以上従事している者で、本人が5年以上従事している者

ウ 祖父又は祖母及び父又は母若しくは父又は母及び子若しくは子及び孫若しくは親及び子が団員又は団員であった者で、本人が5年以上従事している者

第3条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項第5号及び第6号」に改める。

別記第6号様式中

「 功労・顕功・功績・精勤・現場功労者

を

「 功労・顕功・功績・従事・精勤・現場功労者

に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。



## 公 告

亀岡市公告第16号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）  
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ  
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ  
り公告する。

平成30年4月12日

亀岡市長 桂川孝裕

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成30年4月11日<br>午前9時30分 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市東別院町南掛落合           |
| 3 種 類  | 雑種                    |
| 4 毛 色  | 茶白                    |
| 5 性 別  | 雌                     |
| 6 体 格  | 中                     |
| 7 犬の鑑札 | なし                    |
| 8 注射済票 | なし                    |
| 9 その他  | 首輪なし                  |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成30年  
4月13日）までに引取りのないときは  
処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

## 亀岡市公告第17号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 【合冊入札】  
30文ス第1号  
30教社第1号
- (2) 工事名 亀岡会館除却等工事  
中央公民館除却等工事
- (3) 工事場所 亀岡市内丸町地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要 【亀岡会館除却等工事】
- 亀岡会館除却工事
    - ① 施設概要
      - 構造・階数：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階 地下1階
      - 敷地面積 1,993㎡
      - 延べ床面積 5,527㎡
    - ② 工事概要
      - 1) 建築工事 一式
      - 2) 電気設備工事 一式
      - 3) 機械設備工事 一式
  - 跡地駐車場整備工事
    - ① 工事概要
      - 1) 建築工事 一式
      - アスファルト舗装工、カーゲートシステム設置工他
      - 2) 電気設備工事 一式
      - 屋外灯設備
- 【中央公民館除却等工事】
- 中央公民館除却工事
    - ① 施設概要
      - 構造・階数：鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階

:敷地面積 1,037㎡

:延べ床面積 1,070㎡

②工事概要

1)建築工事 一式

2)電気設備工事 一式

3)機械設備工事 一式

■跡地駐車場整備工事

1)建築工事 一式

擁壁工、アスファルト舗装工、歩道切下工他

2)電気設備工事 一式

屋外灯設備

(6) 工期 30文ス第1号 契約日の翌日から平成31年9月30日まで  
30教社第1号 契約日の翌日から平成31年9月30日まで

(7) 部分払 有  
・平成30年度出来高予定額に係る部分払 1回

(8) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）  
第1回前払金 平成30年度出来高予定額に係る前払金  
第2回前払金 平成31年度出来高予定額に係る前払金

(9) 中間前金払 無

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者3者ないし4者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代

表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しく

は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

#### 4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年4月19日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年4月19日（木）午後3時から なお、設計図書（図面）は、 平成30年4月19日（木）午後3時から 平成30年5月9日（水）午後5時15分まで （閉庁日・閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面） 亀岡市役所3階契約検査課にて、平成30年度 亀岡市建設工事入札参加資格審査において、 「建築一式工事」の 「A等級」に認定されたものに配布
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年4月26日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年4月27日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年5月1日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年4月25日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年5月2日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年5月8日（火） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	平成30年5月10日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月11日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	予定価格の公表： 平成30年5月11日（金）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成30年5月15日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	平成30年5月16日（水）まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成30年5月16日（水） 午前10時	平成30年5月17日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成30年5月17日（木） 午前9時から午後3時まで	平成30年5月18日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成30年5月17日（木） 午後3時以降	平成30年5月18日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面）については、平成30年4月19日（木）午後3時から平成30年5月9日（水）午後5時15分までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格の合計金額以下で最低制限価格の合計金額以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

## 7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1

号)に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。

- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

---

#### 亀岡市公告第18号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 縦覧期間

平成30年4月25日以後、常時備え置くこととする。

#### 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第19号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 上施工第2号
- (2) 工事名 千代川浄水場侵入防護柵整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 侵入防護フェンス整備工事 1式
- (6) 予定価格（税込） 5,378,400円  
【入札書比較価格（税抜） 4,980,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から100日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。



(4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年4月27日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年4月27日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年5月8日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月9日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	平成30年5月10日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年5月7日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年5月11日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年5月14日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年5月16日（水） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月17日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年5月18日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備

日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

# 任免及び辞令

(各 通) 井 口 茂 男  
 大 迫 徹  
 酒 井 忠 繁  
 清 水 勝  
 中 川 征 男  
 玉 田 初 子  
 松 井 春 樹  
 三 浦 邦 俊  
 森 本 克 子  
 近 藤 光 美

亀岡市身体障害者相談員に委嘱します  
 任期は平成32年3月31日までとします

(各 通) 北 川 喜美代  
 芝 田 文 恵  
 細 見 真紀美  
 山 内 節 子

亀岡市知的障害者相談員に委嘱します  
 任期は平成32年3月31日までとします

(各 通) 谷 口 裕 美  
 渡 邊 春 代

亀岡市精神障害者相談員に委嘱します  
 任期は平成32年3月31日までとします

(各 通) 宇佐美 年樹子  
 山 口 浩 和  
 小多田 篤 宏  
 溝 口 哲 弘  
 浅 田 美佐保  
 木 村 和 子  
 間 野 恒 夫  
 奈 佐 敦 子  
 柳 原 邦 弘  
 栗 林 昌 宏  
 奥 野 正 三  
 田 中 秀 幸  
 中 川 重 昭

(各 通) 渡 邊 勇 次  
 松 永 枝美子  
 川 人 岳 雄  
 平 井 和 夫  
 松 本 文 夫  
 名 倉 大 道  
 蔭 山 正 樹  
 野々村 展 弘  
 関 彰  
 高 桑 伸 一  
 竹 原 将 司  
 福 田 明 美  
 斎 藤 嘉 徳  
 阿 田 眞 浩  
 服 部 竜 一  
 仲 川 吏 憲  
 林 家 利 憲  
 沼 田 聡 社

亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します  
 任期は平成32年3月31日までとします

清良井 利 之  
 亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます  
 岩 崎 靖 彦

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します  
 任期は平成31年7月20日までとします  
 山 田 二 朗

亀岡市観光行政の円滑な推進に資するため亀岡市  
 市参与に委嘱します  
 任期は平成31年3月31日までとします

山 本 由美子  
 亀岡市監査委員に選任します

(各 通) 江 口 昌 道  
 北 村 真 也

亀岡市教育委員会委員に任命します  
 平成30年4月1日

山田 百十  
亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任します

平成30年4月4日

小川 泉  
亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます

平成30年4月27日

## 監査委員欄

### 公表

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成30年4月13日

亀岡市監査委員 関本 孝一  
亀岡市監査委員 山本由美子

- 1 監査の種類  
平成30年度随時監査
- 2 監査の対象  
平成29年度末現在における棚卸状況について  
(1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）  
(2) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査の着眼点  
貯蔵品等について、適正な在庫管理が行われているか。
- 4 監査の主な実施内容  
監査対象について、現地で担当課への聴取を行い、在庫管理状況の確認を行った。
- 5 監査実施日  
平成30年4月10日（火）
- 6 監査の結果  
上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の棚卸状況について監査を実施したところ、適正であった。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥  
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

福島達夫  
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立蒔田野小学校学校医に委嘱します

調早苗  
 亀岡市立本梅小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

樋垣泰伸  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓  
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

平岡聡  
 亀岡市立別院中学校学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕隆  
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春生  
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

天野浩  
 亀岡市立蒔田野小学校学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕  
 亀岡市立本梅小学校学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦  
 亀岡市立畑野小学校学校歯科医に委嘱します

細木一成  
 亀岡市立青野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊  
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

浦田眞幸  
 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します

石川清之  
 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します

河野弘之  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

中川幹也  
 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します

池田利夫  
 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します

前田文義  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

安井明平  
 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します

田中恵一  
 亀岡市立別院中学校学校歯科医に委嘱します

永田篤司  
 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します

西田幸弘  
 亀岡市立育親中学校学校歯科医に委嘱します

中川博友  
 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します

吉田龍児  
 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します

岡本眞和  
 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します

植村正敏  
 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します

中島惟貴  
 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します

藤本亮  
 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します

安達整実  
 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します

天野順介  
 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します

塚原泰宏  
 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します

原満帆  
 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します

石田奈緒  
 亀岡市立蕨田野小学校学校薬剤師に委嘱します

片山徹  
 亀岡市立本梅小学校学校薬剤師に委嘱します

高本亜由美  
 亀岡市立畑野小学校学校薬剤師に委嘱します

森麻由子  
 亀岡市立青野小学校学校薬剤師に委嘱します

中西暢之  
 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します

國代一祥  
 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します

中川喜よ美  
 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します

能勢悠介  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

望月英孝  
 亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します

山口徳人  
 亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬裕之  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

能勢悠介  
 亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します

浅井直子  
 亀岡市立別院中学校学校薬剤師に委嘱します

寺田希久子  
 亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します

神田孝泰  
亀岡市立育親中学校学校薬剤師に委嘱します  
藤本亮  
亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します  
望月英孝  
亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します  
鮫島孝仁  
亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します  
寺田希久子  
亀岡市立亀岡川東学園学校学校薬剤師に委嘱します  
平成30年4月1日

## 選挙管理委員会欄

### 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙の  
亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条  
第2項、第4項又は第5項の規定による開票立  
会人を定めるくじは、行わない。

平成30年4月5日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙の  
開票の日時を次のように変更する。

平成30年4月8日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

開票日時 平成30年4月8日  
午後9時00分

「揭示済」



農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第4号

第71回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年4月4日

亀岡市農業委員会  
会長 酒井省五

記

- 1 日時  
平成30年4月9日（月）  
午後1時30分から
- 2 場所  
亀岡市役所 3階  
302・303会議室
- 3 議題  
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について  
(2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について  
(3) 亀岡市農地利用最適化推進委員の辞職について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第5号

第72回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年4月27日

亀岡市農業委員会  
会長 酒井省五

記

- 1 日時  
平成30年5月7日（月）  
午後1時30分から
- 2 場所  
亀岡市役所 6階  
602・603会議室
- 3 議題  
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について  
(2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について  
(3) 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について  
(4) 亀岡市農地利用最適化推進委員の委嘱について

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 規程

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例等の施行に伴う関係上下水道事業管理規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例等の施行に伴う関係上下水道事業管理規程の整備に関する規程

(亀岡市上下水道部処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道部処務規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

水道総務係 計画係 施設係 整備管理係
下水道総務係 施設整備係

」を

「

水道総務係 計画係 浄水係 配水係
下水道総務係 管渠係

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第6条関係)

課	分掌事務
総務・経営課	<p>公印に関すること。</p> <p>文書の收受発送及び整理保存に関すること。</p> <p>職員的人事、給与、服務及び研修に関すること。</p> <p>労働組合に関すること。</p> <p>規程その他例規の制定改廃に関すること。</p> <p>庁舎の管理に関すること。</p> <p>予算編成及び執行管理に関すること。</p> <p>決算及び財務諸表の作成に関すること。</p> <p>経営分析及び経営計画に関すること。</p> <p>起債及び一時借入金に関すること。</p> <p>上下水道事業の固定資産台帳に関すること。</p> <p>上下水道事業経営審議会に関すること。</p> <p>業務統計に関すること。</p> <p>上下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。</p> <p>現金及び有価証券の出納保管並びに小切手の振出しに関すること。</p> <p>部内他課の主管に属さない事務に関すること。</p> <p>部の総務担当課事務に関すること。</p>
お客様サービス課	<p>水道及び下水道の使用の開始及び中止等に関すること。</p> <p>水道メーター等の点検並びに使用水量及び排水量の認定に関すること。</p> <p>水道メーターの設置及び取替え並びに在庫管理に関すること。</p> <p>給水装置並びに排水設備及び除外施設に関すること。</p> <p>給水管及び公共汚水ます等の維持管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</p> <p>指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事業者に関すること。</p> <p>水道料金及び加入金、下水道使用料及び受益者負担金並びに手数料の徴収、収納、減免、督促及び滞納整理に関すること。</p> <p>上下水道お客様センターに関すること。</p> <p>予納金の精算に関すること。</p> <p>家庭用取水施設等整備事業の補助金に関すること。</p> <p>専用水道及び簡易専用水道に関すること。</p> <p>飲用井戸等に関すること。</p> <p>開発行為の協議に関すること。</p> <p>公共汚水ます及び取付管の新設等に関すること。</p> <p>水洗便所改造資金の融資あっせんに関すること。</p> <p>水洗化促進に関すること。</p>

水道課	<p>水道事業の基本計画及び事業認可に関すること。</p> <p>配水施設の整備、維持管理及び改築更新に関すること。</p> <p>配水計画に関すること。</p> <p>水道未普及地域対策に関すること。</p> <p>家庭用取水施設等整備事業の補助金の指導に関すること。</p> <p>開発行為の協議に関すること。</p> <p>給配水管の布設替及び維持管理に関すること。</p> <p>漏水対策に関すること。</p> <p>浄水施設の運営、維持管理及び改築更新に関すること。</p> <p>水源の保全に関すること。</p> <p>原水及び浄水等の水質検査に関すること。</p> <p>配水記録の整理及び報告に関すること。</p> <p>下水道事業の調査及び計画に関すること。</p> <p>下水道事業計画の策定及び協議に関すること。</p> <p>下水道に係る開発行為の協議に関すること。</p> <p>下水道台帳に関すること。</p> <p>下水道関係諸団体との連絡調整に関すること。</p> <p>下水道管渠等の整備、維持管理及び改築更新に関すること。</p> <p>年谷浄化センターに関すること。</p>
下水道課	

(亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道部決裁規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「主管事務に係る」を削り、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同条第4号中「上水道事業会計」を「水道事業会計」に改め、「、簡易水道事業特別会計」を削り、同号を同条第2号とし、同条第5号を削り、同条第6号を同条第3号とし、同条第7号を削る。

第11条中「主管事務に係る」を削り、同条第1号中「の新設、増設、移転及び廃止の許可、施行並びに」を「工事の承認、施行及び」に改め、同条第2号中「メーター」を「水道メーター」に改め、同条第3号中「水道加入金の調定及び徴収」を「水道料金及び加入金、下水道使用料及び受益者負担金並びに手数料の調定、納入通知及び督促」に改め、同条第4号から第6号までを削り、同条第7号中「水量」を「使用水量及び排水量」に改め、同号を同条第4号とし、同条第8号中「下水道」を「所管」に、「及び検査(別に定めるものを除く。)」を「、中止命令及び関係者への通知」に改め、「(下水道課長所管分を除く。)」を削り、同号を同条第5号とし、同条第9号及び第10号を削り、同条第11号中「排水設備工事」を「排水設備等の」に改め、「設備工事の竣工」を削り、同号を同条第6号とし、同条第12号を削る。

第12条中「主管事務に係る」を削り、同条第1号中「水道」を「所管」に、「及び検査」を「、中止命令及び関係者への通知」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第13条中「主管事務に係る次の事項」を「所管工事の調査、設計、監督、中止命令及び関係者への通知に関する事」に改め、同条各号を削る。

(亀岡市上下水道事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程(平成18年亀岡市上下水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市上下水道部公印規程の一部改正)

第4条 亀岡市上下水道部公印規程(平成8年亀岡市公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「しよう」を「使用しよう」に改め、同条第2項中「押印しては」を「押印し、又は押印させては」に改める。

別表中

「亀岡市長名をもって  
する文書」を

「水道事業及び下水道  
事業の管理者の権限  
を行う亀岡市長名を  
もってする文書」に、

「亀岡市長職務代理者  
名をもってする文書」を

「水道事業及び下水道  
事業の管理者の権限  
を行う亀岡市長職務  
代理者名をもってす  
る文書」に改める。

(亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部改正)  
第5条 亀岡市上下水道部庁舎管理規程(昭和52年亀岡市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業及び下水道事業に従事する職員並びに市長の権限に属する事務のうち上下水道部で分掌するものに従事する職員並びに」を「上下水道部の職員及び」に改める。

第3条中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第6条中「宿直室、」を削る。

(亀岡市上下水道部聴聞規程の一部改正)

第6条 亀岡市上下水道部聴聞規程(平成9年亀岡市公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「亀岡市上下水道事業の」を「上下水道部における」に、「、公営企業管理規程及び上下水道事業管理規程」を「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)」に、「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市上下水道お客様センター設置規程の一部改正)

第7条 亀岡市上下水道お客様センター設置規程(平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「給水装置等の使用開始及び廃止」を「水道及び下水道の使用の開始及び中止」に改め、同条第3号中「検針及び」を「点検並びに」に改め、「使用水量」の次に「及び排水量」を加える。

(亀岡市上下水道部臨時的任用職員等取扱規程の一部改正)

第8条 亀岡市上下水道部臨時的任用職員等取

扱規程(平成12年亀岡市公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市上下水道部」を「上下水道部」に改める。

第2条中「亀岡市上下水道部」を「上下水道部」に、「亀岡市」を「市長事務部局」に改める。

(亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正)  
第9条 亀岡市上下水道部職員就業規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「亀岡市上下水道部に勤務する職員のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する」を「上下水道部の」に、「非常勤職員及び臨時的任用職員」を「臨時的任用職員及び非常勤職員」に改め、同条第2項中「非常勤職員及び臨時的任用職員」を「臨時的任用職員及び非常勤職員」に、「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、病気その他所属長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第29条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(亀岡市上下水道部職員希望降任制度実施規程の一部改正)

第10条 亀岡市上下水道部職員希望降任制度実施規程(平成18年亀岡市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市上下水道部職員」を「上下水道部の職員」に改める。

(亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程の一部改正)

第11条 亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程(昭和47年亀岡市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職務執行上必要と認める職員(嘱託職員及び臨時的任用職員)」を「上下水道部の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員)」に改める。

第2条第1項中「貸与被服及び貸与品(以下「貸与被服等」という。)の種類及び貸与期間等については、別表第1及び別表第2」を「貸与被服等の種類、数量及び貸与期間については、別表」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第4条中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とし、同表を次のように改める。

別表(第2条関係)

貸与被服等の種類、数量、貸与期間

貸与対象者	種類	数量	貸与期間
上下水道部職員	上衣	1着	管理者の認める期間
	作業服上下	1着	1年以上
	盛夏作業服上衣	1着	1年以上
	防寒服上下	1着	4年以上
	雨衣	1着	3年以上
	ゴム半長靴	1足	2年以上
	シューズ	1足	2年以上
	ヘルメット	1個	5年以上

(亀岡市上下水道部の企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第12条 亀岡市上下水道部の企業職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和47年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市上下水道部の企業職員の旅費に関する規程の一部改正)

第13条 亀岡市上下水道部の企業職員の旅費に関する規程(昭和47年亀岡市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「亀岡市上下水道部」を「上下水道部」に改める。

(亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正)

第14条 亀岡市上下水道事業会計規程(平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市水道事業及び亀岡市下水道事業」を「亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 企業出納員は、会計課長及び総務・経営課長（会計課長又は総務・経営課長に事故があるとき又は欠けたときは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（次条及び第88条を除き、以下「管理者」という。）が任命する会計課又は総務・経営課の職員）をもって充てる。

第4条第5項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「事業の会計及び財務に係る事務の一部に従事する市長事務部局」を「会計課長及び企業出納員の事務を補助する会計課」に、「亀岡市企業職員」を「上下水道部の職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 会計課長は、事業に関する出納事務を掌る。

4 総務・経営課長は、会計課長の掌る事務以外の出納その他会計事務を掌る。

第6条の次に次の1条を加える。

（資金の繰替運用）

第6条の2 水道事業又は下水道事業の各会計の資金に過不足があるときは、相互に繰替運用することができる。

2 前項の場合において、市中金利の範囲内で利子を付することができる。

第7条第2項中「水道事業及び下水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第10条第1項中「、入庫伝票及び出庫伝票」を削り、同条第5項及び第6項を削る。

第13条第1項各号を次のように改める。

- (1) 収入予算執行整理簿
- (2) 支出予算執行整理簿
- (3) 総勘定元帳
- (4) 内訳簿
- (5) 現金預金出納簿
- (6) 固定資産台帳

(7) 企業債台帳

第13条第3項中「は、企業出納員が整理し」を「のうち、第1項は企業出納員が、その他の帳簿は主管課長が整理し」に改める。

第15条（見出しを含む。）、第17条及び第22条中「総勘定内訳簿」を「内訳簿」に改める。

第24条第1項中「企業出納員」を「主管課長」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「主管課長」に、「総勘定内訳簿」を「内訳簿」に、「収入予算差引簿、収納明細表及び調定明細表」を「収入予算執行整理簿」に改め、同条第3項中「調定を」の次に「取り消し、又は」を加える。

第25条及び第26条中「企業出納員」を「主管課長」に改める。

第27条の見出し中「納付」を「収納」に、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により口座振替の方法により収納する場合の事務の取り扱いについては、管理者が別に定める。

第28条の見出し中「納付」を「収納」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により納付を受けた場合は、領収書を交付しないことができる。

第31条中「当該収入伝票に」の次に「より」を加え、「総勘定内訳簿のほか収納明細表及び調定明細表」を「内訳簿」に改める。

第32条第1項中「企業出納員」を「主管課長」に、「総勘定内訳簿」を「内訳簿」に、「収入予算差引簿又は支出予算差引簿」を「収入予算執行整理簿又は支出予算執行整理簿」に改める。

第34条第6項中「総勘定内訳簿のほか収納明細表及び調定明細表」を「内訳簿」に改める。

第35条中「企業出納員」を「主管課長」に、「総勘定内訳簿」を「内訳簿」に、「支出予算差引簿、収納明細表及び調定明細表」を「支出予算執行整理簿」に改める。

第36条第1項中「企業出納員」を「主管課長」に、「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「主管課長」に、「総勘定内訳簿」を「内訳簿」に、「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。

第37条第1項中「企業出納員」を「主管課長」に、同条第4項中「現預金出納簿」を「現金預金出納簿」に改める。

第42条第1項及び第2項中「企業出納員」を「主管課長」に、同条第3項中「企業出納員」を「主管課長」に、「総勘定内訳簿」を「内訳簿」に、「支出予算差引簿、振替一覧表及び現預金出納簿」を「支出予算執行整理簿及び現金預金出納簿」に改める。

第54条第1項中「企業出納員」を「主管課長」に、「支出予算差引簿又は収入予算差引簿」を「支出予算執行整理簿又は収入予算執行整理簿」に改める。

第55条中「企業出納員」を「主管課長」に改める。

第59条中「前条第1項の規定により預り」を「前条の」に改める。

第61条第1項第2号を次のように改める。

(2) 水道メーター

第68条中「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。

第69条第4号中「評価額」を「見積価額」に改める。

第71条中「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。

第73条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「払い出し」を「払出し」に、「総勘定内訳簿」を「内訳簿」に、

「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に改め、同項を同条第2項とする。

第74条中「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に、「収入予算差引簿」を「収入予算執行整理簿」に改める。

第75条中「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に、「収入予算差引簿」を「収入予算執行整理簿」に改める。

第79条中「受払い」を「受払」に改める。

第80条第2項中「規定による」を削る。

第81条中「基づいて総勘定内訳簿」を「基づき内訳簿」に、「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。

第83条第2項中「同条中「支出予算差引簿」を「第71条中「支出予算執行整理簿」に、「支出予算差引簿又は収入予算差引簿」を「支出予算執行整理簿又は収入予算執行整理簿」に改める。

第84条第1項中「及び第4号」を削る。

第86条中「第76条」を「第73条」に改める。

第87条第1号キ中「事業が」を削り、同号ケ中「その他」を「その他の」に改め、同条第2号キ中「事業が」を削り、同号ク中「その他」を「その他の」に改め、同条第3号カ中「その他」を「その他の」に改める。

第88条中「管理し」を「管理し、」に改める。

第90条（見出しを含む。）及び第91条中「登記登録」を「登記又は登録」に改める。

第93条、第96条及び第98条中「支出予算差引簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。

第99条第2項中「合わせて」を「あわせて」に改める。

第119条中「上水道事業会計支弁職員」を「水道事業会計支弁職員」に改める。



第135条中「総務・経営課長」を「企業出納員」に改め、「及び資金予算表」を削る。  
 別表第1中「上水道事業会計勘定科目表」を「水道事業会計勘定科目表」に改め、同表収益勘定の表中

「

水道料金 分水料金	水道料金 分水料金
--------------	--------------

」を

「

水道料金	水道料金
------	------

」に、

「

手数料	給水申請手数料、証明手数料等
-----	----------------

」を

「

手数料	給水装置工事申請手数料、証明手数料等
-----	--------------------

」に、

「

		他会計負担 金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金
--	--	------------	--	-----------------------------

」

を

「

		他会計負担 金 引当金戻入		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金
--	--	---------------------	--	-----------------------------

」

に、

「

		その他雑収益	
--	--	--------	--

」

を

「

附帯事業収益	飲料水供給事業収益	その他雑収益  水道料金 他会計補助金  他会計負担金  雑収益	上記以外の営業外収益 附帯事業から生ずる収益 飲料水供給施設事業から生ずる収益 水道料金 飲料水供給施設事業を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの 収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金 上記以外の附帯事業収益
--------	-----------	---	--

」

に改める。

別表第1費用勘定の表中

「

法定福利費	事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償費等
-------	----------------------------------

」を

「

法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償費等
-------	--

」に、

「

	雑支出	不用品売却原価 その他雑支出	上記以外の営業外費用 売却した不用品の原価
--	-----	-------------------	--------------------------

」を

「

附帯事業費用	雑支出	上記以外の営業外費用 売却した不用品の原価
		不用品売却原価
		その他雑支出
	飲料水供給事業費用	附帯事業から生ずる費用 飲料水供給施設事業から生ずる費用
		賃金
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
	修繕費	
	動力費	
	薬品費	
	材料費	
	補償費	
	負担金	
	雑費	

」

に改める。

(亀岡市上下水道事業契約規程の一部改正)

第15条 亀岡市上下水道事業契約規程(平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「上水道事業及び亀岡市下水道事業」を「上下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業をいう。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(亀岡市財務規則の準用)

第2条 前条の契約に関して必要な事項については、亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第6章(第128条を除く。)の規定を準用する。

2 前項によって準用する場合において、「市長」とあるのは「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」と、第105条中「施行令第167条の7第1項」とあるのは「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)(以下「企業法施行令」という。)第21条の15」と、第106条中「出納機関」とあるのは「企業出納員」と、第116条中「施行令第167条の2」とあるのは「企業法施行令第21条の14」と、第122条中「施行令第167条の16第1項」とあるのは「企業法施行令第21条の15」と読み替えるものとする。

第3条を削り、第3条の2中「亀岡市上水道事業及び亀岡市下水道事業」を「上下水道事業」に、「市長事務部局」を「契約検査課」に、「亀岡市企業職員」を「上下水道部の職員」に改め、同条を第3条とする。

第4条から第43条までを削り、第3条の次に次の1条を加える。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、上下

水道事業の契約に関し必要な事項は、市長事務部局の例による。

(亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程の一部改正)

第16条 亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程(平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市の上下水道事業に係る」を「上下水道部の」に改める。

第2条第1号中「検針」を「点検」に改め、「使用水量」の次に「及び排水量」を加え、同条第2号中「、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料、水道メーター使用料、水道加入金、下水道事業受益者負担金」を「、水道加入金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、地域下水道使用料、飲料水供給施設料金(メーター使用料を含む。)」に改める。

(亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部改正)

第17条 亀岡市水道料金等収納事務委託規程(平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市の上下水道事業に係る公金(水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料)」を「水道料金等(水道料金、下水道使用料、地域下水道使用料及び飲料水供給施設料金(メーター使用料を含む。))」に改める。

第2条中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部改正)

第18条 亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程(平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市上下水道事業用行政財産（市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者に委任する規則）を「上下水道事業（亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）第1条に規定する上下水道事業をいう。）の用に供する行政財産（市長の権限に属する事務の一部を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に委任する規則）に、「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（亀岡市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の職務に関する規程の一部改正）

第19条 亀岡市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の職務に関する規程（平成28年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）を「亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）」に、「第51条」を「第49条」に、「権限に属する事務」を「権限を行う」に改める。

第4条第2項中「第51条」を「第49条」に改める。

第5条中「第52条」を「第50条」に改める。

（亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正）

第20条 亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱（昭和62年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市の」を「亀岡市上下水道事業会計規程（平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）第27条第2項の規定に基づき、」に改め、「水道料金等」の次に「及び下水道事業受益者負担金」を加える。

第2条を次のように改める。

（対象水道料金等）

第2条 口座振替の方法により収納することができる費目は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道料金、下水道使用料並びに飲料水供給施設料金及びメーター使用料（以下「水道料金等」という。）
- (2) 下水道事業受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）

第3条第1項中「簡易水道事業に係る水道料金等については市長が、水道事業及び下水道事業に係る水道料金等については上下水道事業管理者が、それぞれ」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「対象」を「対象者」に、「給水装置使用者、総代人又は受益者」を「水道料金等又は受益者負担金の納入義務者」に改める。

第5条中「依頼者の」を削り、「取扱金融機関」を「依頼者名義」に、「及び」を「又は」に、「一口座」を「口座」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

（申込み）

第6条 口座振替による納付を希望する者（以下「希望者」という。）は、次の各号に掲げる費目に応じ、当該各号に定める書面（以下「依頼書」という。）により取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 水道料金等 水道料金等口座振替納付依頼書（別記第1号様式及び別記第2号様式）
- (2) 受益者負担金 受益者負担金口座振替納付依頼書（別記第1号様式の2及び別記第2号様式の2）

第6条第2項中「又は口座振替依頼の電子申請をもって」を「により」に、「同条第2項」の次に「、第14条及び第16条」を加

え、「と、第14条中「別記第1号様式及び別記第2号様式又は別記第1号様式の2及び別記第2号様式の2の依頼書」とあるのは「申込み」と、第16条中「依頼書」とあるのは「申込書」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が指定する取扱金融機関にあつては、口座振替による納付依頼の電子申請をもって申し込むことができる。

第7条第1項中「押印の上市」を「経由印を押印の上、管理者」に、「又は」を「及び」に、同条第2項中「市」を「管理者」に改める。

第8条を次のように改める。

(口座振替指定日)

第8条 口座振替を行う期日は、次の各号に掲げる費目に応じ、当該各号に定める日(以下「口座振替指定日」という。)とする。

(1) 水道料金等 8日及び23日(その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、その日以後の最初の営業日)

(2) 受益者負担金 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号)

第10条に規定する納期の末日

第9条中「市」を「管理者」に、「上・下水道料金」を「水道料金等」に改め、「、亀岡市簡易水道料金等口座振替依頼書」を削り、「別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第4号様式の2」を「別記第3号様式及び別記第4号様式」に改め、「、亀岡市簡易水道料金等口座振替済通知書」を削り、「別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第6号様式の2」を「別記第5号様式及び別記第6号

様式」に改める。

第9条の2中「別に定めるものとする」を「市税等の口座振替の例による」に改める。

第10条中「市」を「管理者」に改め、「口座振替収納に係る」を削る。

第11条から第13条までの規定中「市」を「管理者」に改める。

第14条中「別記第1号様式及び別記第2号様式又は別記第1号様式の2及び別記第2号様式の2の」を削る。

第15条及び第17条中「市」を「管理者」に改める。

第19条中「市又は」を「管理者及び」に改める。

別記第1号様式中「申込書」を「納付依頼書」に改め、

「  
振替を申し込む料金  
1 上下水道料金  
2 簡易水道料金等  
(○印を付けてください。)  
」

を削る。

別記第1号様式の2中「申込書」を「納付依頼書」に改める。

別記第2号様式中「依頼書」を「納付依頼書」に改め、

「  
振替を依頼する料金  
1 上下水道料金  
2 簡易水道料金等  
(○印を付けてください。)  
」

を削る。

別記第2号様式の2中「依頼書」を「納付依頼書」に改める。

別記第3号様式中「上水道事業会計」を「水道事業会計」に、「上・下水道料金」を

「水道料金等」に、「上水道料金」を「水道料金」に改める。

別記第4号様式を削り、別記第4号様式の2を別記第4号様式とする。

別記第5号様式中「上水道事業会計」を「水道事業会計」に、「上・下水道料金」を「水道料金等」に、「上水道料金」を「水道料金」に改める。

別記第6号様式を削り、別記第6号様式の2を別記第6号様式とする。

別記第7号様式中「上下水道部」を「上下水道お客様センター」に改める。

別記第7号様式の2中「上下水道部下水道課」を「上下水道お客様センター」に改める。

(漏水等に伴う上水道料金の減額に関する取扱基準の一部改正)

第21条 漏水等に伴う上水道料金の減額に関する取扱基準(平成24年亀岡市上下水道事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「上水道料金」を「水道料金」に改める。

第1条中「亀岡市上水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第28号)第43条及び亀岡市上水道事業給水条例施行規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第11号)第31条の規定による」を「亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)第39条第2項の規定に基づき、」に、「上水道料金」を「水道料金」に改める。

第2条中「上下水道事業管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第22条 亀岡市指定給水装置工事事業者規程(平成10年亀岡市公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市上水道事業給水条例(昭

和33年亀岡市条例第28号。以下「上水給水条例」という。)第15条第3項並びに亀岡市簡易水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第29号。以下「簡水給水条例」という。)第6条第4項の規定に基づき、亀岡市)を「亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号。以下「条例」という。)第9条第1項に規定する」に改める。

第2条第1項中「法」は「法」とはに、同条第4項中「上下水道事業管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条第5項を削り、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「亀岡市上水道事業給水条例施行規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第11号)」を「亀岡市水道事業給水条例施行規程(平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1号)」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「亀岡市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年亀岡市条例第27号)第2条第2項及び簡水給水条例第2条に定める」を「亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第4条第2項第1号に定める水道事業の」に改め、同項を同条第9項とする。

第3条中「上水給水条例、簡水給水条例」を「条例」に、「市」を「管理者」に改める。

第14条中「上水給水条例第15条第2項並びに簡水給水条例第7条第4項」を「条例第9条第2項」に、「市」を「管理者」に改める。

第15条中「上水給水条例第15条第2項並びに簡水給水条例第7条第4項」を「条例第9条第2項」に、「市」を「管理者」に改める。

第16条及び第17条中「市」を「管理者」に改める。

(亀岡市下水道条例施行規程の一部改正)

第23条 亀岡市下水道条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第79号。」を「第79号」に、「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第12条中「亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）第27条」を「亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）第18条」に、「届出」を「申込み」に、「かえる」を「代える」に改める。

第15条中「集金」を「納入通知書又は口座振替」に、「納入通知書その他の方法により納付させることがある」を「この限りでない」に改める。

第16条中「亀岡市上水道事業給水条例第2条第2号」を「亀岡市水道事業給水条例第3条第2号」に改める。

（漏水等に伴う下水道使用料の減額に関する取扱基準の一部改正）

第24条 漏水等に伴う下水道使用料の減額に関する取扱基準（平成24年亀岡市上下水道事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条第2号中「認めたもの。」を「認めたもの」に改める。

（亀岡市公共下水道使用料の滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部改正）

第25条 亀岡市公共下水道使用料の滞納処分に係る事務手続等に関する規程（平成17年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第3条中「身分を証する証票として」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記様式 省略

（亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程の一部改正）

第26条 亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程（平成11年亀岡市公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程の一部改正）

第27条 亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程（昭和58年亀岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公共下水道終末処理場」を「下水道浄化センター」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 下水道浄化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。



名 称	位 置
亀岡市年谷浄化センター	亀岡市三宅町八田1番地
保津浄化センター	亀岡市保津町三ノ坪128番地
半国浄化センター	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
犬甘野浄化センター	亀岡市西別院町犬甘野八反田34番地
宮前浄化センター	亀岡市宮前町宮川六反田102番地
本梅浄化センター	亀岡市本梅町中野南田9番地2
川東浄化センター	亀岡市河原林町勝林島岩渕104番地
小泉浄化センター	亀岡市東別院町小泉釜越1番地

第3条中「以下「浄化センター」を「以下「年谷浄化センター」に改め、「下水処理に関し、」を削り、同条第1号を削り、同条第2号中「浄化センター」を「下水道浄化センター（前条に掲げる下水道浄化センターをいう。以下同じ。））」に、「及び維持管理」を「、維持管理及び改築更新」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「浄化センター」を「下水道浄化センター」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「放流水」を「下水道浄化センターの放流水」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「浄化センター」を「下水道浄化センター」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条第1項中「浄化センター」を「年谷浄化センター」に改め、同条第4項中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正）

第28条 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第21条第1項中「（別記第18号様式。以下「帳票」という。））」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する徴収員証の取扱いについては、亀岡市公共下水道使用料の滞納処分に係る事務手続等に関する規程（平成17年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）第3条の規定を準用する。この場合において、下水道使用料とあるのは下水道事業受益者負担金と読み替えるものとする。

第21条第3項を削る。

別記第4号様式中「市 課、亀岡市出納取扱金融機関及び亀岡市収納取扱金融機関」を「上下水道お客様センター、上下水道事業出納取扱金融機関及び上下水道事業収納取扱金融機関」に、「亀岡市 課へ」を「 へ」に、「亀岡市上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う亀岡市長」に改め、「注 管理者を置かない場合には、「亀岡市上下水道事業管理者と」とあるのは「亀岡市長と」と書き替えて使用すること。」を削る。

別記第7号様式中「亀岡市上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う亀岡市長」に改め、「注 管理者を置かない場合には、「亀岡市上下水道事業管理者と」とあるのは「亀岡市長と」と書き替えて使用すること。」を削る。

別記第14号様式中「上下水道部下水道課」を「上下水道お客様センター」に、「亀岡市上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う亀岡市長」に改め、「注 管理者を置かない場合には、「亀岡市上下水道事業管理者と」とあるのは「亀岡市長と」と書き替えて使用すること。」を削る。

別記第18号様式を削る。

(亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程の一部改正)

第29条 亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づく、本市の」を「に規定する」に改める。

第2条中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん審査委員会に関する規程の一部改正)

第30条 亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん審査委員会に関する規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程の一部改正)

第31条 亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程(平成29年亀岡市上下水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正す

る。

第4条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条及び第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「申請内容を変更」の次に「(交付決定額に影響しない金額変更を除く。その他軽微な変更を除く。)」を加え、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条から第14条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「その他市長」を「その他管理者」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第5号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第6号様式中「その他市長」を「その他管理者」に改める。

別記第8号様式中「郵便局」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部電気保安に関する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部電気保安に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）の規定に基づき、上下水道部が所管する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気保安」という。）を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第2条 電気保安を確保するために、上下水道部の電気保安に関する業務（以下「電気保安業務」という。）に従事する者は、電気関係法令、この規程及び次条に規定する保安規程を遵守するものとする。

(保安規程)

第3条 法第42条第1項の規定に基づく保安規程は、自家用電気工作物を所管する課又は設置する施設ごとに別に定めるものとする。

(電気主任技術者の選任)

第4条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、電気保安の監督をさせるため、法第43条の規定に基づき電気主任技術者を選任する。ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項に定める電気保安の監督に係る業務委託契約を規則第52条の2に規定する

要件に該当する者と締結する場合は、電気主任技術者を選任しないことができる。

(部長の職務)

第5条 部長は、上下水道部が所管する施設の電気保安業務を総括管理する。

(課長の職務)

第6条 課長は、所管する施設の電気保安業務を管理する。

(電気主任技術者の職務)

第7条 電気主任技術者は、電気保安業務を管理する課長を補佐し、電気保安業務の監督を誠実に行わなければならない。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(亀岡市上水道事業電気工作物保安規程及び亀岡市公共下水道事業電気工作物保安規程の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 亀岡市上水道事業電気工作物保安規程（昭和46年亀岡市水道事業管理規程第1号）
  - (2) 亀岡市公共下水道事業電気工作物保安規程（昭和63年亀岡市公営企業管理規程第11号）

「揭示済」

## 告 示

### 亀岡市上下水道部告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社  
提携コンビニエンスストア

MMK設置店 くらしハウス  
コミュニティ・ストア サークルK  
サンクス スリーエイト 生活彩家  
セイコーマート セーブオン  
セブン-イレブン デイリーヤマザキ  
ニューヤマザキデイリーストア  
ハマナスクラブ ファミリーマート  
ポプラ ミニストップ  
ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
ヤマザキデイリーストアー ローソン  
ローソンストア100

#### 2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

#### 3 委託期間

平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで

「揭示済」

### 亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係上下水道部告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係上下水道部告示の整備に関する告示

（亀岡市上下水道部広告掲載要綱の一部改正）  
第1条 亀岡市上下水道部広告掲載要綱（平成22年亀岡市上下水道部告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「もの。」を「もの」に改め、同条第10号中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 上下水道部長及び担当部長

（亀岡市公共下水道事業における公共汚水ます等の設置基準要綱の一部改正）

第2条 亀岡市公共下水道事業における公共汚水ます等の設置基準要綱（平成22年亀岡市上下水道部告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

別記第1号様式中

「  
年 月 日  
排水設備設置義務者  
」を

「  
年 月 日  
(宛先) 亀岡市長  
排水設備設置義務者  
」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中

「  
年 月 日  
申請者  
」を

「  
年 月 日  
(宛先) 亀岡市長  
申請者  
」に改める。

別記第4号様式中

「  
年 月 日  
排水設備設置義務者  
」を

「  
年 月 日  
(宛先) 亀岡市長  
排水設備設置義務者  
」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「6,800円」を「7,300円」に、「6,000円」を「6,400円」に改め、同項第2号ア中「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,100円」に、「2,500円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,150円」に、「1,700円」を「1,900円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による指定代理納付者を次のとおり指定したので告示する。

平成30年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 指定代理納付者の名称等

① 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京都クレジットサービス株式会社  
代表取締役 西山忠彦

② 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京銀カードサービス株式会社  
代表取締役 田中晴男

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料

3 指定期間

平成30年4月1日から

平成31年3月31日まで

「揭示済」